

平成25年3月29日
号外第3号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（32・長寿社会課）……………1
- 秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（33・長寿社会課）……………44
- 秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（34・長寿社会課）……………91
- 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（35・長寿社会課）……………102
- 秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（36・長寿社会課）……………114

規 則

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十二号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 訪問介護
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第二条―第二十九条）
 - 第二節 基準該当居宅サービスに関する基準（第三十条―第三十二条）
- 第三章 訪問入浴介護
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第三十二条―第三十八条）
 - 第二節 基準該当居宅サービスに関する基準（第三十九条・第四十条）
- 第四章 訪問看護（第四十一条―第四十九条）
- 第五章 訪問リハビリテーション（第五十条―第五十四条）
- 第六章 居宅療養管理指導（第五十五条―第五十九条）
- 第七章 通所介護
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第六十条―第六十八条）
 - 第二節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第六十九条―第八十条）
 - 第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第八十一条―第八十三条）
- 第八章 通所リハビリテーション（第八十四条―第九十一条）
- 第九章 短期入所生活介護
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第九十二条―第一百七条）
 - 第二節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第一百八条―第一百五十五条）
 - 第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第一百十六条―第一百五十九条）
- 第十章 短期入所療養介護
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第一百二十条―第一百三十二条）
 - 第二節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第一百三十三条―第一百四十条）
- 第十一章 特定施設入居者生活介護
 - 第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第一百四十一条―第一百五十八条）
 - 第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第一百五十九

条―第百六十四条

第十二章 福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準 (第百六十五条―第百七十五条)

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第百七十六条・第百七十七条)

第十三章 特定福祉用具販売 (第百七十八条―第百八十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第二条 条例第四条第一項の規定による同項に規定する訪問介護員等(以下この節において単に「訪問介護員等」という。)の配置は、その員数が、常勤換算方法(当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務する時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、二・五人以上となるように行わなければならない。

2 条例第四条第二項の規定による同項に規定するサービス提供責任者(以下この節において単に「サービス提供責任者」という。)の配置は、その員数が、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(同条第一項に規定する指定訪問介護事業者(以下単に「指定訪問介護事業者」という。))が秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十七号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第四条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、条例第三条に規定する指定訪問介護(以下単に「指定訪問介護」という。)の事業と指定介護予防サービス等基準条例第三条に規定する指定介護予防訪問介護(以下単に「指定介護予防訪問介護」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が四十人又は四十人に満たない端数を増すことに一人以上となるように行わなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じ常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第四条第三項ただし書の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス(以下単に「指定地域密着型サービス」という。))に該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第三条 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第七条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの

(一) 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(二) 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 指定訪問介護事業者は、第一項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第一項各号に掲げる方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第四条 指定訪問介護事業者は、条例第四条第一項に規定する指定訪問介護事業所(以下単に「指定訪問介護事業所」という。)の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業を行う者(以下「居宅介護支援事業者」という。)への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対し行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、条例第十六条第三項に規定するサービス担当者会議(以下単に「サービス担当者会議」という。)等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し届け出ること等により指定訪問介護の提供を条例第十条第一項に規定する法定代理受領サービス(以下単に「法定代理受領サービス」という。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第十条 指定訪問介護事業者は、利用者が条例第九条に規定する居宅サービス計画(以下単に「居宅サービス計画」という。)の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪

問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対し提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第十三条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける条例第十条第一項に規定する利用料(以下単に「利用料」という。)の額と、同項に規定する居宅介護サービス費用基準額(以下単に「居宅介護サービス費用基準額」という。)との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、条例第十条第一項及び前項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要する交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 前項の場合において、指定訪問介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該交通費の額について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十四条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定訪問介護の具体的な提供の方針)

第十五条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスを提供すること。
- 四 指定訪問介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(訪問介護計画の作成)

第十六条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画(以下単に「訪問介護計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成しなければならない。

- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該訪問介護計画の変更を行わなければならない。

- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の訪問介護計画の変更について準用する。

(利用者に関する市町村への通知)

第十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第十八条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に条例第七条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第三条から前条まで、次項及び次条から第二十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- 2 サービス提供責任者は、第十六条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

- 二 利用者の状態の変化、サービスに関する意向等を定期的に把握すること。
- 三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- 四 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力、希望等を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（介護等の総合的な提供）

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第二十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるように、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によつて指定訪問介護を提供しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第二十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（揭示）

第二十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第十五条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（広告）

第二十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第二十四条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者へ特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情への対応）

第二十五条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（市町村等との協力）

第二十六条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関し相談及び援助を行う市町村等の事業その他の市町村等が実施する事業に協力するように努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十七条 指定訪問介護事業者は、条例第十七条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

（会計の区分）

第二十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とこれ以外の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第二十九条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 訪問介護計画

- 二 第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 三 第十七条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 五 第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第三十条 条例第十九条第一項の規定による同項に規定する訪問介護員等（以下この節において単に「訪問介護員等」という。）の配置は、その員数が三人以上となるように行わなければならない。

(同居家族に対する基準該当訪問介護の提供の制限)

第三十一条 条例第二十二條第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定訪問介護のみによつては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該訪問介護が、法第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七條第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該訪問介護が、条例第十九條第二項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- 五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 条例第十九條第一項に規定する基準該当訪問介護事業者は、条例第二十二條第一項ただし書の規定に基づき訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する条例第十九條第一項に規定する基準該当訪問介護（以下単に「基準該当訪問介護」という。）の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第三十二条 第三条から第八条まで、第十条から第十八条まで及び第二十條から第二十九條までの規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項、第二十二條及び第二十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十三條において準用する条例」と、第十二條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三條第一項及び第十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第十三條第二項中「条例第十條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第十六條第一項中「第四條第二項」とあるのは「第十九條第二項」と、「第十八條」とあるのは「第三十二條において準用する第十八條」と、第十八條第一項中「第七條から第十三條まで及び第十五條から第十八條までの規定並びに第三條から前條まで、次項及び次条」とあるのは「第二十二條並びに第二十三條において準用する条例第七條から第九條まで、第十一條、第十三條及び第十五條から第十八條までの規定並びに第三十一條並びに第三十二條において準用する第三條から第八條まで、第十條から前條まで、次項及び第二十條」と、第二十九條第二号中「第十二條第二項」とあるのは「第三十二條において準用する第十二條第二項」と、同条第三号中「第十七條」とあるのは「第三十二條において準用する第十七條」と、同条第四号中「第二十五條第二項」とあるのは「第三十二條において準用する第二十五條第二項」と、同条第五号中「第二十七條第一項」とあるのは「第三十二條において準用する第二十七條第一項」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第三十三条 条例第二十五條第一項の規定による同項に規定する訪問入浴介護従業者（以下この節において単に「訪問入浴介護従業者」という。）の配置は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 看護師又は准看護師（第六章を除き、以下「看護職員」という。） 一人以上置くこと。
- 二 介護職員 二人以上置くこと。

(利用料等の受領)

第三十四条 条例第二十五條第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者（以下単に「指定訪問入浴介護事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しない条例第二十四條に規定する指定訪問入浴介護（以下単に「指定訪問入浴介護」という。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、条例第二十八條第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

3 前項の場合において、指定訪問入浴介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的な提供の方針)

第三十五条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。
- 二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスを提供すること。
- 四 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもつて行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

(管理者の責務)

第三十六条 条例第二十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に条例第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十條から第二十八條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第三十七条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第三十八条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十條から第二十八條までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条、第二十條、第二十一条第一項及び第二十二條中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第二十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第三十二條各号」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第三十九条 条例第三十五条第一項の規定による従業者の配置は、その員数が、看護職員にあつては一人以上、介護職員にあつては二人以上となるように行わなければならない。

(準用)

第四十条 第三条から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十條から第二十八條まで及び第三十四條から第三十七條までの規定は、条例第三十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、第十一条、第二十條、第二十一条第一項及び第二十二條中「訪問介護員等」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する看護師又は准看護師及び介護職員」と、第十二條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者から代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第三十四條第一項中「法定代理受

領サービスに該当しない条例第二十四条に規定する指定訪問入浴介護（以下単に「指定訪問入浴介護」という。）とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護」と、第二十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十二条中「条例第十五条各号」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例第三十二条各号」と、第三十四条第二項中「条例第二十八条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第三十八条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六條、第十七條、第二十九條、第三十條、第三十二條及び第三十三條の規定並びに第四十條において準用する第三条から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十條から第二十八條まで、第三十四條、第三十五條及び第三十七條」と、第三十七條各号中「次条」とあるのは「第四十條」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(従業者)

第四十一条 条例第四十条第一項の規定による回項に規定する看護師等（以下単に「看護師等」という。）の配置は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 条例第四十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーション（以下単に「指定訪問看護ステーション」という。）にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 保健師又は看護職員は、常勤換算方法で、二・五人以上置くこと。
 - (二) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数置くこと。
 - 二 病院又は診療所である条例第四十条第一項に規定する指定訪問看護事業所（以下単に「指定訪問看護事業所」という。）にあつては、看護職員を当該指定訪問看護事業所の実情に応じた適当数置くこと。
- (サービス提供困難時の対応)

第四十二条 条例第四十条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下単に「指定訪問看護事業者」という。）は、利用申込者の病状、指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な条例第三十九条に規定する指定訪問看護（以下単に「指定訪問看護」という。）を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問看護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第四十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第四十四条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八條第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、条例第四十三条第一項及び前項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要する交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 前項の場合において、指定訪問看護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該交通費の額について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の具体的な提供の方針)

第四十五条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第四十七条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持又は回復を図るように適切に行うこと。
- 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスを提供すること。
- 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握

に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

五 指定訪問看護の提供に当たっては、特殊な看護等を行わないこと。

(主治の医師との関係)

第四十六条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び同条第五項に規定する訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

3 病院又は診療所である指定訪問看護事業所にあつては、前二項の規定にかかわらず、第一項の主治の医師による指示並びに前項の規定による訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第四十七条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書（以下この章において単に「訪問看護計画書」という。）を作成しなければならない。

2 看護師等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容その他必要な事項を記載した訪問看護報告書（以下単に「訪問看護報告書」という。）を作成しなければならない。

6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

7 前条第三項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(記録の整備)

第四十八条 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 訪問看護計画書

二 訪問看護報告書

三 第四十六条第一項の主治の医師による指示の文書

四 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

五 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

七 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第四十九条 第三条、第五条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条から第二十八条まで及び第三十六条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条、第二十条、第二十一条第一項及び第二十二条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、同条中「第十五条各号」とあるのは「第四十八条各号」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条」とあるのは「第四十二条から第四十九条まで並びに第五十条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第四十二条から第四十八条まで（第四十七条第六項を除く。）並びに第四十九条において準用する第三条、第五条から第七条まで、第九条」と読み替えるものとする。

第五章 訪問リハビリテーション

(利用料等の受領)

第五十条 条例第五十二条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者（以下単に「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しない条例第五十一条に規定する指定訪問リハビリテーション（以下単に「指定訪問リハビリテーション」という。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するもの

に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、条例第五十四条第一項及び前項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要する交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 前項の場合において、指定訪問リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該交通費の額について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的な提供の方針)

第五十一条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立に資するように適切に行うこと。

二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

四 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告すること。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第五十二条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画(以下単に「訪問リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

2 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第五十三条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 訪問リハビリテーション計画

二 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

三 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

五 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第五十四条 第三条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条から第二十八条まで、第三十六条及び第四十三条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十八条において準用する条例」と、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条、第二十条、第二十一条第一項及び第二十二条中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、同条中「第十五条各号」とあるのは「第五十六条各号」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十条から第二十八条まで」とあるのは「第五十四条から第五十七条まで並びに第五十八条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第五十条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第三条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十四条から第二十八条まで及び第四十三条」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

(従業者)

第五十五条 条例第六十条第一項の規定による従業者の配置は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 病院又は診療所である条例第六十条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業所（以下単に「指定居宅療養管理指導事業所」という。）にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 医師又は歯科医師は、一人以上置くこと。
 - (二) 薬剤師、条例第五十九条に規定する看護職員（以下この章において単に「看護職員」という。）、同条に規定する歯科衛生士又は管理栄養士は、当該指定居宅療養管理指導事業所の実情に応じた適当数置くこと。
- 二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所にあつては、薬剤師を一人以上置くこと。
- 三 条例第六十条第一項第三号に規定する指定訪問看護ステーション等である指定居宅療養管理指導事業所にあつては、看護職員を一人以上置くこと。
(利用料等の受領)

第五十六条 条例第六十条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者（以下単に「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しない条例第五十九条に規定する指定居宅療養管理指導（以下単に「指定居宅療養管理指導」という。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十二条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、条例第六十二条第一項及び前項の支払を受けるほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 前項の場合において、指定居宅療養管理指導事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該交通費の額について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
(指定居宅療養管理指導の具体的な提供の方針)

第五十七条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
 - 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
 - 二 前号に規定する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するように努めること。
 - 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
 - 五 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
 - 六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
 - 七 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録を行うこと。
- 2 薬剤師、条例第五十九条に規定する歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するように適切に行うこと。
 - 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
 - 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。
- 3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(記録の整備)

第五十八条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において適用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 次条において適用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 次条において適用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において適用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第五十九条 第三条から第七条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十条から第二十二條まで、第二十四條から第二十八條まで、第三十六條及び第四十三條の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について適用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第六十六條において適用する条例」と、第七條中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十一条、第二十条、第二十一條第一項及び第二十二條中「訪問介護員等」とあるのは「条例第六十條第一項に規定する従業者」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第六十四條各号」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において適用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において適用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第六十二條から第六十五條まで並びに第六十六條において適用する条例第七條から第九條、第十六條及び第十七條の規定並びに第五十六條から第五十八條まで並びに第五十九條において適用する第三條から第七條まで、第十一条、第十二條、第十四條、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十四條から第二十八條まで及び第四十三條」と読み替えるものとする。

第七章 通所介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第六十条 条例第六十八條第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活相談員 条例第六十七條に規定する指定通所介護（以下単に「指定通所介護」という。）の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる員数を置くこと。
 - 二 看護職員 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を一人以上置くこと。
 - 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が、条例第七十三條第四号に規定する利用者（以下この条において単に「利用者」という。）の数が、十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数を置くこと。
 - 四 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
- 2** 条例第六十八條第一項に規定する指定通所介護事業所（以下単に「指定通所介護事業所」という。）の条例第七十三條第四号に規定する利用定員が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3** 条例第六十八條第一項に規定する指定通所介護事業者（以下単に「指定通所介護事業者」という。）は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 4** 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合には、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5** 前各項の「指定通所介護の単位」とは、指定通所介護であつてその提供が同時に一人又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。

- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- (設備及び備品)
- 第六十一条** 条例第七十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに条例第七十三条第四号に規定する利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - (二) (一)の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
 - 二 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。
- (利用料等の受領)
- 第六十二条** 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、条例第七十一条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。
- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し行方送迎に要する費用
 - 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
 - 三 食事の提供に要する費用
 - 四 おむつ代
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担に相当と認められる費用
- 3 前項第三号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。
- 4 第二項の場合において、指定通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- (指定通所介護の具体的な提供の方針)
- 第六十三条** 指定通所介護の提供に当たる従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の行う指定通所介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるように必要な援助を行うこと。
 - 二 指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - 三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスを提供すること。
 - 四 指定通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。
 - 五 指定通所介護の提供に当たっては、認知症(法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えること。
- (通所介護計画の作成)
- 第六十四条** 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画(以下単に「通所介護計画」という。)を作成しなければならない。
- 2 指定通所介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って通所介護計画を作成しなければならない。
 - 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
 - 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
 - 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第六十五条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるように、指定通所介護事業所ごとに、通所介護従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の通所介護従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第六十六条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第六十七条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 通所介護計画
- 二 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 三 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 五 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第六十八条 第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで及び第三十六條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第七十三條各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三条から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第七十一條から第七十六條まで並びに第七十七條において準用する条例第七條から第九條まで、第十三條、第十六條及び第十七條の規定並びに第六十二條、第六十三條、第六十四條第五項、第六十五條から第六十七條まで並びに第六十八條において準用する第三条から第十条まで、第十二條、第十四條、第十七條及び第二十二條から第二十八條まで」と読み替えるものとする。

第二節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第六十九条 条例第七十九条第一項の規定による同項に規定する療養通所介護従業者（以下単に「療養通所介護従業者」という。）の配置は、利用者の数が一・五人に対し、条例第七十八第一項に規定する指定療養通所介護（以下単に「指定療養通所介護」という。）を提供している時間帯を通じ、専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者の員数が一人以上確保されるように行わなければならない。

(設備及び備品)

第七十条 条例第八十二条第一項の規定による指定療養通所介護を提供する専用の部屋の設置は、その床面積が六・四平方メートルに条例第八十一条に規定する利用定員を乗じて得た面積以上となるように行わなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第七十一条 条例第八十三条の規則で定める重要事項は、主治の医師及び第七十七条第一項の緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とする。

- 2 第三条の規定は、条例第八十三条の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第七十二条 条例第七十八条第二項に規定する指定療養通所介護事業者（以下単に「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるように、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する指定訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第七十三条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健

医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対し必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要情報を提供するように努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的な提供の方針)

第七十四条 療養通所介護従業者の行う指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるように必要な援助を行うこと。
- 二 指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供すること。
- 四 指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるように、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する指定訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- 五 指定療養通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

第七十五条 条例第七十九条第一項に規定する指定療養通所介護事業所(以下単に「指定療養通所介護事業所」という。)の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画(以下単に「療養通所介護計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、既に訪問看護計画書(第四十七条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十七条第一項に規定する訪問看護計画書をいう。)が作成されている場合は、当該既に作成されている訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(管理者の責務)

第七十六条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるように、利用者の主治の医師、当該利用者が利用する指定訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に、条例第八十三条、第八十四条、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条において準用する条例第八条、第九条、第十六条、第十七条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の規定並びに第七十一条から第七十四条まで、前条第六項、次条から第七十九条まで並びに第八十条において準用する第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第六十二条(第二項第二号を除く。)、第六十五条及び第六十六条の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(緊急時対応医療機関)

第七十七条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時に対応を依頼する医療機関（以下「緊急時対応医療機関」という。）を定めておかななければならない。

2 前項の緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、第一項の緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかななければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第七十八条 指定療養通所介護事業者は、安全・サービス提供管理委員会（安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される委員会をいう。以下この条において単に「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催し、事故事例その他安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じ対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第七十九条 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 療養通所介護計画

二 前条第二項の検討の結果についての記録

三 次条において適用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

四 次条において適用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において適用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

六 次条において適用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

（準用）

第八十条 第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第六十二条（第二項第二号を除く。）、第六十五条及び第六十六条の規定は、指定療養通所介護の事業について適用する。この場合において、第二十二條中「第十五条各号」とあるのは「第八十六条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第六十五条中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第二十七条第一項及び第六十二条第二項中「条例」とあるのは「条例第八十八条において適用する条例」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者）

第八十一条 条例第八十九条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 生活相談員 条例第八十九条第一項に規定する基準該当通所介護（以下単に「基準該当通所介護」という。）の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる員数を置くこと。

二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員を一人以上置くこと。

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が、利用者（条例第八十九条第一項に規定する基準該当通所介護事業者（以下単に「基準該当通所介護事業者」という。）が基準該当通所介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第七十八条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護（以下単に「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が、十五人までの場合にあつては一人以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数を置くこと。

四 機能訓練指導員 一人以上置くこと。

2 条例第八十九条第一項に規定する基準該当通所介護事業所（以下単に「基準該当通所介護事業所」という。）の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上

限をいう。以下この条及び次条において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項第三号の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合には、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の「基準該当通所介護の単位」とは、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

(設備及び備品)

第八十二条 条例第九十一条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- (二) (一)の規定にかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

二 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

(運用)

第八十三条 第三条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八条まで、第三十六条及び第六十二条から第六十七条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例」と、第十二条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者 に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内益」と、第十四条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第六十二条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十二條中「条例第十五条各号」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第七十三條各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「条例第八十九条第一項に規定する従業者」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三條並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七條の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八條において準用する第三条から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第九十二条において準用する条例第七条から第九条まで、第十三條、第十六條、第十七條及び第七十二條から第七十六條までの規定並びに第八十三条において準用する第三条から第八条まで、第十条、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條から第二十八條まで及び第六十二條、第六十三條、第六十四條第五項及び第六十五條から第六十七條まで」と、第六十二条第二項中「条例第七十一条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第六十七條第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第八十三条」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

(従業者)

第八十四条 条例第九十四条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 医師 条例第九十三条に規定する指定通所リハビリテーション(以下単に「指定通所リハビリテーション」という。)の提供に当たらせるために必要な一人以上の員数を置くこと。
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、条例第九十八条第四号に規定する利用者(以下この条及び次条において単に「利用者」という。)の数が、十人以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じ専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が一人以上、十人を超える場合にあつては提供時間を通じ専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護

職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されていること。

- (ロ) (一)に掲げる人員のうち専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又は百人に満たない端数を増すことに一人以上確保されていること。

2 前項第二号(ロ)の規定にかかわらず、条例第九十四条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所(以下単に「指定通所リハビリテーション事業所」という。)が診療所である場合は、同号(一)に掲げる人員のうち専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は指定通所リハビリテーションその他のリハビリテーションに一年以上従事した経歴を有する看護師の配置は、常勤換算方法で、〇・一人以上確保することである。

(設備及び備品)

第八十五条 条例第九十五条第一項の規定による指定通所リハビリテーションを提供する専用の部屋の設置は、その床面積(指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、専用の部屋の床面積に利用者に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の床面積を加えて得た面積)が三平方メートルに条例第九十八条第四号に規定する利用定員を乗じて得た面積以上となるように行わなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的な提供の方針)

第八十六条 指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)の行う指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立に資するように適切に行うこと。
- 二 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- 四 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えること。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第八十七条 医師及び専らリハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、共同して、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画(以下単に「通所リハビリテーション計画」という。)を作成しなければならない。

2 医師等の従業者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

(管理の代行)

第八十八条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は条例第九十七条第一項の規定による管理の代行を行う者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者に条例第九十六条、第九十八条、第九十九条及び第一百条において準用する条例第七条から第九条まで、第十三条、第十六条、第十七条、第七十四条及び第七十五条の規定並びに第八十六条、前条、次条、第九十条並びに第九十一条において準用する第三条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで、第四十三条、第六十二条及び第六十五条の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第八十九条 条例第九十四条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者(以下単に「指定通所リハビリテーション事業者」という。)は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(記録の整備)

第九十条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲

げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 通所リハビリテーション計画
 - 二 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
 - 三 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
 - 五 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- (準用)

第九十一条 第三条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十四条から第二十八条まで、第四十三条、第六十二条及び第六十五条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三条第一項、第二十七条第一項及び第六十二条第二項中「条例」とあるのは「条例第百条において準用する条例」と、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十二条中「第十五条各号」とあるのは「第九十八条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第六十五条中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第九十二条 条例第百二条第一項第五号の規則で定める従業者は、次に掲げる従業者とする。

- 一 栄養士
 - 二 機能訓練指導員
 - 三 調理員その他の従業者
- 2 条例第百二条第一項の規定による同項に規定する短期入所生活介護従業者(以下単に「短期入所生活介護従業者」という。)の配置は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。ただし、条例第百四条第一項に規定する利用定員(以下この条及び次条において単に「利用定員」という。)が四十人を超えない条例第百二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所(以下単に「指定短期入所生活介護事業所」という。)にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、条例第百四条第一項に規定する利用者(以下この条及び次条において単に「利用者」という。)の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。
- 一 医師 一人以上置くこと。
 - 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 三 看護職員又は介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 四 栄養士 一人以上置くこと。
 - 五 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
 - 六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数置くこと。
- 3 条例第百四条第一項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 4 第二項第二号及び第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 条例第百四条第二項に規定する併設事業所については、同項に規定する特別養護老人ホーム等として老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第百五号)又は法に規定する員数の従業者に加え、第二項に規定する短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 6 第二項第二号の生活相談員並びに同項第三号の看護職員及び介護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である条例第百四条第二項に規定する併設事業所の場合にあつては、この限りでない。
- 7 第二項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

(設備及び備品)

第九十三条 条例第百五条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる設備(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設け

ないこと。

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

- (一) 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第百十四条において準用する条例第七十五条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (二) 条例第百十四条において準用する条例第七十五条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第百五条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第百五条第三項第七号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 便所
- 二 洗面設備
- 三 面談室
- 四 介護職員室
- 五 看護職員室
- 六 調理室
- 七 洗濯室又は洗濯場
- 八 汚物処理室
- 九 介護材料室

4 条例第百五条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - (二) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - (三) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - (二) (一)の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- 四 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- 五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

5 条例第百五条第三項ただし書の規則で定める設備は、第三項第一号の便所、同項第二号の洗面設備、同項第四号の介護職員室及び同項第五号の看護職員室とする。

6 条例第百五条第一項から第五項まで及び前各項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。
- 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 五 居室等が二階以上の階にある指定短期入所生活介護事業所には、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第九十四条 第三条の規定は、条例第百六条の規定による文書の交付について準用する。

（対象者等）

第九十五条 条例第百二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者（以下単に「指定短期入所生活介護事業者」

という。)は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し条例第百一条に規定する指定短期人所生活介護(以下この節において単に「指定短期人所生活介護」という。)を提供するものとする。

- 2 指定短期人所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期人所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるように必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第九十六条 指定短期人所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期人所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期人所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定短期人所生活介護事業者は、条例第百七条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期人所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期人所生活介護事業者へ支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- 三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者が選定する特別な居室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- 四 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定めるものを除く。)

五 理美容代

- 六 前各号に掲げるもののほか、指定短期人所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者へ負担させることが適当と認められるもの

- 3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- 4 指定短期人所生活介護事業者は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期人所生活介護の提供の方針)

第九十七条 指定短期人所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(短期人所生活介護計画の作成)

第九十八条 指定短期人所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定短期人所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮し、他の短期人所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期人所生活介護計画(以下単に「短期人所生活介護計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 指定短期人所生活介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って短期人所生活介護計画を作成しなければならない。

- 3 指定短期人所生活介護事業所の管理者は、短期人所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

- 4 指定短期人所生活介護事業所の管理者は、短期人所生活介護計画を作成した際には、当該短期人所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

第九十九条 指定短期人所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 2 指定短期人所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援

助を行わなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、条例第九十九条第一項及び前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第百一条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第百二条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための措置を適切に講じなければならない。

(相談及び援助)

第百三条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百四条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めなければならない。

(地域との連携等)

第百五条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第百六条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 短期入所生活介護計画

二 条例第九十八条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 次条において適用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

四 次条において適用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において適用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

六 次条において適用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第百七条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第三十六條、第六十五條及び第六十六條の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第一百一十條各号」と、同條中「訪問介護員等」とあり、及び第六十五條中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第一百四十四條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第百六條から第百十三條まで並びに第一百四十四條において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條及び第七十五條の規定並びに第九十四條から第九十七條まで、第九十九條から第百六條まで並びに第百七條において準用する第四条から第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條から第二十八條まで、第六十五條及び第六十六條」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(設備及び備品)

第八十条 条例第百十六条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。
 - (一) 条例第百十六条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下単に「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第百二十二条第二項において準用する条例第七十五条に規定する計画に条例第百二十条第三号に規定する利用者(以下この条において単に「利用者」という。)の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (二) 条例第百二十二条第二項において準用する条例第七十五条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第百十六条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。
- 3 条例第百十六条第三項第四号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。
 - 一 調理室
 - 二 洗濯室又は洗濯場
 - 三 汚物処理室
 - 四 介護材料室
- 4 条例第百十六条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 条例第百十五条に規定するユニット(以下この節において単に「ユニット」という。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
 - (一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対する条例第百十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護(以下単に「ユニット型指定短期入所生活介護」という。)の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第百十五条に規定する共同生活室(以下この節において単に「共同生活室」という。)に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの条例第百二十条第三号に規定する利用定員(以下この条において単に「利用定員」という。)は、おおむね十人以下とすること。
 - (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - (4) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - (5) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。
 - (二) 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (3) 必要な設備及び備品を設けること。
 - (三) 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (四) 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - 二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- 5 条例第百十六条第一項から第五項まで及び前各項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の

設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅の拡張により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる。
- 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にあるユニット型指定短期入所生活介護事業所には、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（利用料等の受領）

第九九条 条例第一百十六条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者（以下単に「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、ユニット型指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、条例第一百十七条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- 三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者が選定する特別な居室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定めるものを除く。）
- 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（ユニット型指定短期入所生活介護の提供の方針）

第一百十条 ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たつては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（介護）

第一百一十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、条例第一百十九条第一項及び第二項並びに前三項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第百十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供することができるように、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、次に定めるところにより従業員を配置しなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する者として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業員によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たる従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第百十五条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第三十六條、第六十六條、第九十二條、第九十四條、第九十五條、第九十八條、第一百一条から第一百三條まで、第一百五條及び第一百六條の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第百二十條各号」と、同條中「訪問介護員等」とあり、並びに第九十二條第三項及び第五項並びに第九十八條第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第二十七條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十四條の規定中「条例」とあるのは「条例第百二十二條第二項において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第百十七條から第百二十一條まで並びに第百二十二條第二項において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條、第七十五條、第百六條、第百十條及び第百十三條の規定並びに第百九條から第百十四條まで並びに第百十五條において準用する第四條から第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條から第二十八條まで、第六十六條、第九十四條、第九十五條、第一百一条から第一百三條まで、第百五條及び第百六條」と、第百六條第二号中「第百八條第四項」とあるのは「第百十八條第六項」と、同條第三号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第百十五條」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第百十六条 条例第百二十四條第一項第六号の規則で定める従業者は、調理員その他の従業者とする。

2 条例第百二十四條第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 生活相談員 一人以上置くこと。

二 看護職員又は介護職員 常勤換算方法で、条例第百二十六條第一項に規定する利用者（以下この条において単に「利用者」という。）の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

三 栄養士 一人以上置くこと。

四 機能訓練指導員 一人以上置くこと。

五 調理員その他の従業者 条例第二百二十三条に規定する基準該当短期入所生活介護事業所（以下単に「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）の実情に応じた適当数置くこと。

3 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に条例第二百二十三条に規定する基準該当短期入所生活介護（以下単に「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を開始する場合は、推定数による。

4 第二項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

5 条例第二百二十三条に規定する基準該当短期入所生活介護事業者（以下単に「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）は、同条に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加え、条例第二百二十四条第一項に規定する従業者を確保するものとする。

（設備及び備品）

第一百七十七条 条例第二百二十七条第一項第六号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 便所
- 二 洗面所
- 三 面接室
- 四 介護職員室

2 条例第二百二十七条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- (二) 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
- (三) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに条例第二百二十六条第一項に規定する利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- (二) (一)の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な幅を確保しなければならない。

（指定通所介護事業所等との連携）

第一百八十条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に条例第二百二十三条に規定する指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第一百九十条 第四条から第七条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第三十六條、第六十五條、第六十六條及び第九十四條から第九十六條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第九十六條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十二條中「条例第十五條各号」とあるのは「条例第二百二十八條において準用する条例第一百一十條各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、第六十五條中「通所介護従業者」とあり、及び第九十八條第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「条例第二百二十四條第一項に規定する従業者」と、第二十七條第一項、第九十四條及び第九十六條第二号中「条例」とあるのは「条例第二百二十八條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前条、次条並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第二百二十八條において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條、第七十五條、第九十六條及び第九十八條から第九十九條までの規定並びに第九十八條並びに第九十九條において準用する第四條から第七條まで、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條から第二十八條まで、第六十五條、第六十六條、第九十四條から第九十七條まで及び第九十九條から第九十六條まで」と、第九十六條第二項中「条例第七條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第九十二條中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第九十六條第三号から第六号までの規定中「次条」とある

のは「第百十九条」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第百二十条 条例第百三十条第一項の規則で定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者は、次に掲げる従業者とする。

- 一 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十号)第二条第一項に規定する介護老人保健施設(以下この節において単に「介護老人保健施設」という。)である条例第百三十条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所(以下単に「指定短期入所療養介護事業所」という。)にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
- 二 秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十一号)第二条第一項に規定する指定介護療養型医療施設(以下この節において単に「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- 三 療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- 四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、看護職員又は介護職員

2 条例第百三十条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 前項第一号に規定する指定短期入所療養介護事業所 条例第百三十六条に規定する利用者(以下この条において単に「利用者」という。)を介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上置くこと。
- 二 前項第二号に規定する指定短期入所療養介護事業所 利用者を指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上置くこと。
- 三 前項第三号に規定する指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上置くこと。
- 四 前項第四号に規定する指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員を合計で、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこととし、かつ、夜間及び深夜における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を一人以上置くこと。

(設備)

第百二十一条 条例第百三十一条第一項の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備
 - 二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備
 - 三 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
 - 四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、病室、食堂、浴室及び機能訓練室並びに消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 2** 条例第百三十一条第一項の規定による設備の設置は、前項第四号の病室の床面積が利用者一人につき六・四平方メートル以上となるように行われなければならない。

(対象者)

第百二十二条 条例第百三十条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者(以下単に「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対し条例第百二十九条に規定する指定短期入所療養介護(以下この節において単に「指定短期入所療養介護」という。)を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第百二十三条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した

際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、条例第百三十二条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者が選定する特別な療養室等及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定めるものを除く。）

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

4 指定短期入所療養介護事業者は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の提供の方針）

第百二十四条 指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

（短期入所療養介護計画の作成）

第百二十五条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状及び希望、その置かれている環境並びに次条に規定する医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮し、他の指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画（以下単に「短期入所療養介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

（医師の診療の方針）

第百二十六条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも高めることができるように適切な指導を行うこと。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らし、適切に行うこと。

五 厚生労働大臣が定める療養等に定めるもののほか、特殊な療法又は新しい療法等を行わないこと。

六 厚生労働大臣が定める指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防サービス等基準条例第百二十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医

薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。

- 七 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求めるとその他の診療について適切な措置を講ずること。

(機能訓練)

第二百二十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百二十八条 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、条例第百三十四条第一項及び前三項に定めるものは、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業所の従業員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二百二十九条 指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立を支援し、当該利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二百三十条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うように努めるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めなければならない。

(記録の整備)

第二百三十一条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 短期入所療養介護計画
- 二 条例第百三十三条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 三 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 六 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第二百三十二条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十四條から第二十八條まで、第三十六條、第六十五條、第八十九條、第九十四條、第九十五条第二項及び第百五条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第百三十五条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第六十五條中「通所介護従業者」とあるのは「条例第百三十條第一項に規定する従業者」と、第二十七條第一項及び第九十四條中「条例」とあるのは「条例第百三十八條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前条、次条並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十八條において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條、第七十五條及び第百六條の規定並びに第百二十二條から第百二十四條まで、第百二十六條から第百三十一條まで並びに第百三十二條において準用する第四條から第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十四條から第二十八條まで、第六十五條、第八十九條、第九十四條、第九十五条第二項及び第百五条」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(設備)

第百三十三條 条例第四百四十条第一項の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設（以下この節において単に「ユニット型介護老人保健施設」という。）である条例第四百四十条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所（以下単に「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）にあつては、法に規定するユニット型介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備
 - 二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設（以下この節において単に「ユニット型指定介護療養型医療施設」という。）として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）
 - 三 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、ユニット型指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）
- （利用料等の受領）

第百三十四條 条例第四百四十条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者（以下単に「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しない第百三十九条に規定するユニット型指定短期入所療養介護（以下単に「ユニット型指定短期入所療養介護」という。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、ユニット型指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、条例第四百四十一条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- 三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者が選定する特別な療養室等及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定めるものを除く。）
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（ユニット型指定短期入所療養介護の提供の方針）

第百三十五條 ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第百三十六條 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、条例第四百四十二条第一項及び第二項並びに前三項に定めるもののほ

か、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百三十七条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、利用者が条例第百三十九条に規定する共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百三十八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第百三十九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供することができるように、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定めるところにより従業者を配置しなければならない。

一 昼間については、条例第百三十九条に規定するユニット(以下この節において「ユニット」という。)ごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する者として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第百四十条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで、第三十六条、第八十九条、第九十四条、第九十五条第二項、第百五条、第百二十条、第百二十二条、第百二十五条から第百二十七条及び第百三十一条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十二条中「第十五条各号」とあるのは「第百四十四条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第二十七条第一項及び第九十四条中「条例」とあるのは「条例第百四十六条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十條から第二十八条まで」とあるのは「第百四十一条から第百四十五条まで並びに第百四十六条において準用する条例第八条、第九条、第十六条、第十七条、第七十五条、第百六条及び第百三十七条の規定並びに第百三十四条から第百三十九条まで並びに第百四十条において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで、第八十九条、第九十四条、第九十五条第二項、第百五条、第百二十二条、第百二十六条、第百二十七条及び第百三十一条」と、第百二十条中「条例第百三十条第一項の」とあるのは「条例第百四十六条において準用する条例第百三十条第一項の」と、第百三十一条第二号中「第百三十三条第四項」とあるのは「第百四十二条第六項」と、同項第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十条」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第百四十一条 条例第百四十八条第一項の規定による同項に規定する特定施設従業者(以下この節において単に「特定

施設従業者」という。)の配置は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、条例第百四十七条第一項に規定する利用者(以下この節において単に「利用者」という。)の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 二 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 看護職員及び介護職員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上となるように置くこと。
 - (二) 置くべき看護職員の員数は、次のとおりとすること。
 - (1) 利用者の数が三十人を超えない条例第百四十七条第一項に規定する指定特定施設(以下この節において単に「指定特定施設」という。)にあつては、常勤換算方法で、一人以上
 - (2) 利用者の数が三十人を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一人に利用者の数が三十人を超えて五十人又は五十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
 - (三) 常に一人以上の条例第百四十七条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護(以下単に「指定特定施設入居者生活介護」という。)の提供に当たる介護職員が確保されること。
 - 三 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
 - 四 計画作成担当者 一人以上置くこと(利用者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)
- 2 条例第百四十七条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者(以下単に「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)が指定介護予防サービス等基準条例第百四十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(以下単に「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と同条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護(以下単に「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の配置は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の総数(以下この条において「総利用者数」という。)が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 二 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 看護職員又は介護職員の総数が、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十人又は十人に満たない端数を増すごとに一人以上となるように置くこと。
 - (二) 置くべき看護職員の員数は、次のとおりとすること。
 - (1) 総利用者数が三十人を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一人以上
 - (2) 総利用者数が三十人を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一人に総利用者数が三十人を超えて五十人又は五十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
 - (三) 常に一人以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の夜間及び深夜の時間帯にあつては、この限りでない。
 - 三 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
 - 四 計画作成担当者 一人以上置くこと(総利用者数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)
- 3 前二項の利用者の数、介護予防サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、指定特定施設における他の職務に従事することができる。
- 5 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画(法第八条第十一項の計画をいう。以下同じ。)(第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画(法第八条の二第十一項の計画をいう。以下同じ。))をいう。)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合には、当該指定特定施設における他の職務に従事することができる。
- 6 第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

- 7 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上及び介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員又は介護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(設備)

第百四十二条 条例第百五十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。
- 2 条例第百五十条第三項第六号の規則で定める設備は、便所とする。
- 3 条例第百五十条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号の定めるところによらなければならない。
- 一 介護居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の介護居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (二) 利用者の私生活を尊重し、介護を行うことができる適当な広さを有すること。
 - (三) 地階に設けないこと。
 - (四) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - 二 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。
 - 三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - 四 食堂 機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
 - 五 機能訓練室 機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
 - 六 便所 介護居室のある階ごとに設けるとともに、非常用設備を設けること。
- 4 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することができる構造を有するものでなければならない。
- 5 条例第百五十条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の定めるところによる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百四十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認その他の適切な手続をあらかじめ条例第百五十一条第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

- 2 第三条の規定は、条例第百五十一条第一項の規定による文書の交付について準用する。

(指定特定施設入居者生活介護の提供)

第百四十四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等により、入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第百四十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合、条例第百五十三条第一項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に提出しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第百四十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第四十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、条例第百五十四条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担とすることが適当と認められるもの

3 前項の場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の提供の方針)

第四十八条 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(特定施設サービス計画の作成)

第四十九条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等を通じ利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように当該利用者を支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容及びサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じ特定施設サービス計画の変更を行わなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第五十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、条例第百五十六条第一項及び前二項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第五十一条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための措置を適切に講じなければならない。

(相談及び支援)

第五十二条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、当該利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第五十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第五十四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるように、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供し

なければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第百五十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第百五十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関し、相談及び援助を行う市町村等の事業その他の市町村等が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(記録の整備)

第百五十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 特定施設サービス計画

二 条例第百五十五条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 第百四十五条に規定する書類

四 第百四十六条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

五 第百五十四条第三項の規定による結果等の記録

六 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

七 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

八 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第百五十八条 第五条、第六条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第三十六条、第六十六条及び第百一条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條中「第十五条各号」とあるのは「第百五十七条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第二十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十九条において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第百五十一条から第百五十八條まで並びに第百五十九條において準用する条例第十六條、第十七條、第三十條及び第七十五條の規定並びに第百四十三條から第百五十七條まで並びに第百五十八條において準用する第五条、第六条、第十四條、第十七條、第二十二條から第二十八條まで、第六十六條及び第百一条」と読み替えるものとする。

第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第百五十九条 条例第百六十一条第一項の規定による回項に規定する特定施設従業者（以下この節において単に「特定施設従業者」という。）の配置は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 生活相談員 常勤換算方法で、条例第百六十条第一項に規定する利用者（以下この節において単に「利用者」という。）の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十人又は十人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

三 計画作成担当者 一人以上置くこと（利用者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）。

2 条例第百六十条第二項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（以下単に「外部サービス

ス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)が指定介護予防サービス等基準条例第百五十四条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(以下単に「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、条例第百六十条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(以下単に「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業と指定介護予防サービス等基準条例第百五十四条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(以下単に「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の配置は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の総数(以下この条において「総利用者数」という。)が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
- 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十人又十人に満たない端数を増すごとに一人以上及び介護予防サービスの利用者の数が三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
- 三 計画作成担当者 一人以上置くこと(総利用者数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)

3 前二項の利用者の数、介護予防サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一人以上の条例第百六十条第一項に規定する指定特定施設(以下この節において単に「指定特定施設」という。)の従業者(特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、夜間及び深夜の時間帯にあつては、この限りでない。

5 第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合には、当該指定特定施設における他の職務に従事することができる。

6 第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合には、当該指定特定施設における他の職務に従事することができる。

(設備)

第百六十条 条例第百六十三条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 2 条例第百六十三条第三項の規則で定める設備は、便所及び食堂とする。

3 条例第百六十三条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (二) 利用者の私生活を尊重し、介護を行うことができる適当な広さを有すること。
 - (三) 地階に設けないこと。
 - (四) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - (五) 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 便所 居室のある階ごとに設けるとともに、非常用設備を設けること。

四 食堂 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
- (二) 一の居室の床面積が二十五平方メートル以上である場合には、設けないことができること。

4 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することができる空間及び構造を有するものでなければならない。

5 条例第百六十三条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百六十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該他の居室に移る際の当該利用者の意思の確認その他の適切な手続をあらかじめ条例第百六十四条第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

2 第三条の規定は、条例第百六十四条第一項の規定による文書の交付について準用する。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第百六十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、条例第百六十条第一項に規定する受託居宅サービス(以下単に「受託居宅サービス」という。)の提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、条例第百六十四条第一項に規定する受託居宅サービス事業所ごとに文書により行う方法でなければならない。

2 条例第百六十条第一項に規定する受託居宅サービス事業者(以下単に「受託居宅サービス事業者」という。)は、指定居宅サービス事業者(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)又は指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)でなければならない。

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定療養通所介護、指定通所リハビリテーション、条例第百六十九条に規定する指定福祉用具貸与(以下単に「指定福祉用具貸与」という。)及び指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護及び指定療養通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらのサービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第一項に規定する方法により、これらのサービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第百六十三条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 特定施設サービス計画
- 二 条例第百六十五条第二項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- 三 条例第百六十八条において準用する条例第百五十五条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 前条第八項の規定による結果等の記録
- 五 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 七 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 八 次条において準用する第百四十五条に規定する書類
- 九 次条において準用する第百四十六条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 十 次条において準用する第百五十四条第三項の規定による結果等の記録

(準用)

第百六十四条 第五条、第六条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第三十六条、第六十六条、第百四十四条から第百四十九条まで及び第百五十二条から第百五十六条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設

設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二条中「第十五条各号」とあるのは「第一百六十六条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第二十七条第一項、第一百四十五条及び第一百四十七条第二項中「条例」とあるのは「条例第一百六十八条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十條から第二十八条まで」とあるのは「第一百六十四条から第一百六十七条まで並びに第一百六十八条において準用する条例第十六条、第十七条、第三十条、第七十五条及び第五十二條から第五十五條までの規定並びに第一百六十一条から第一百六十三條まで並びに第一百六十四条において準用する第五条、第六条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第六十六条、第一百四十四条から第一百四十九條まで及び第五十二條から第五十六條まで」と、第一百四十六条第二項中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「条例第一百六十條第一項に規定する基本サービス（以下単に「基本サービス」という。）を」と、第一百四十九条第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第一百五十四条第一項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第十二章 福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第一百六十五条 条例第七十条第一項の規定による福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二人以上となるように行わなければならない。

(設備及び備品)

第一百六十六条 条例第七十二条第一項の規定による設備及び器材の設置は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 福祉用具（法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の保管のために必要な設備 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 清潔であること。

(二) 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材 条例第七十条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業者（以下単に「指定福祉用具貸与事業者」という。）が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(利用料等の受領)

第一百六十七条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、条例第七十三条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 前項の場合において、指定福祉用具貸与事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の具体的な提供の方針)

第一百六十八条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるように、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じ福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上

で、必要に応じ利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じ随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずること。

(福祉用具貸与計画の作成)

第六十九條 福祉用具専門相談員は、利用者の希望及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画（以下単に「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、条例第八十条に規定する指定特定福祉用具販売（以下単に「指定特定福祉用具販売」という。）の利用があるときは、第八十三条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って福祉用具貸与計画を作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該福祉用具貸与計画の変更を行わなければならない。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(適切な研修の機会の確保)

第七十條 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第七十一條 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるように、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第七十二條 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、条例第七十条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所（以下単に「指定福祉用具貸与事業所」という。）の設備、器材及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第七十三條 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、条例第七十五条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第七十四條 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 福祉用具貸与計画
- 二 第七十二条第四項の規定による結果等の記録
- 三 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において適用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

六 次条において適用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第百七十五条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十三条から第二十八条まで、第三十六条並びに第六十五条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第二項中「条例」とあるのは「条例第百七十七条において適用する条例」と、第四条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第八条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十五条第一項及び第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十四条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において適用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において適用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第百七十三條から第百七十六條まで並びに第百七十七條において適用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第百六十七條から第百七十四條まで並びに第百七十五條において適用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十三條から第二十八條まで並びに第六十五條第一項及び第二項」と、第六十五条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者)

第百七十六条 条例第百七十八条第一項の規定による福祉用具専門相談員の配置は、その員数が、常勤換算方法で、一人以上となるように行わなければならない。

(準用)

第百七十七条 第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十三条から第二十八条まで、第三十六条、第六十五条第一項及び第二項並びに第百六十六條から第百七十四條までの規定は、条例第百七十八条第一項に規定する基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項、第二十七条第一項及び第百七十三條第一項中「条例」とあるのは「条例第百七十九條において適用する条例」と、第四条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第八条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一条中「条例第四條第一項に規定する訪問介護員等(以下この節において単に「訪問介護員等」という。）」とあり、並びに第六十五条第一項及び第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第十四条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第百六十七條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「条例第百七十八條第一項に規定する基準該当福祉用具貸与」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において適用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において適用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「第百七十九條において適用する条例第七条から第九条まで、第十六条、第十七條及び第百七十四條から第百七十六條までの規定並びに第百七十七條において適用する第三條から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十三條から第二十八條まで、第六十五條第一項及び第二項並びに第百六十七條から第百七十四條まで」と、第六十五条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百六十六條中「条例第百七十二條第一項」とあるのは「条例第百七十九條において適用する条例第百七十二條第一項」と、第百六十七條第二項中「条例第百七十三條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第百七十四條第二号中「第百七十二條第四項」とあるのは「第百七十七條において適用する第百七十二條第四項」と、同条第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百七十七條」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

(従業者)

第百七十八条 条例第百八十一条第一項の規定による福祉用具専門相談員の配置は、その員数が、常勤換算方法で、一人以上となるように行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第百七十九条 条例第百八十一条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者(以下単に「指定特定福祉用具販売事業者」という。)は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者

に対し提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第八十条 指定特定福祉用具販売事業者は、条例第八十四条第一項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

二 特定福祉用具（法第八条第十三項に規定する厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下同じ。）の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

2 前項の場合において、指定特定福祉用具販売事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第八十一条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額（法第四十四条第三項の現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額をいう。以下同じ。）の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

一 条例第八十一条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業所の名称

二 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称並びに販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

四 当該特定福祉用具の目録その他の当該特定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の具体的な提供の方針)

第八十二条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるように、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じ特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じ利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第八十三条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画（以下単に「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第八十四条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 特定福祉用具販売計画

二 第七十九条の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

三 次条において準用する第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第二十五条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

五 次条において準用する第二十七条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第八十五条 第三条から第八条まで、第十条、第十一条、第十七条、第二十一条、第二十三条から第二十八条まで、

第三十六条、第六十五条第一項及び第二項、第七十条、第七十一条並びに第七十三条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十六条において準用する条例」と、第四条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第八条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一条及び第二十一条第一項中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十五条第一項及び第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十条から第二十八条まで」とあるのは「第八十四条、第八十五条並びに第八十六条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条、第十七条、第七十四条及び第七十五条の規定並びに第七十九条から第八十四条まで並びに第八十五条において準用する第三条から第八条まで、第十条、第十一条、第十七条、第二十一条、第二十三条から第二十八条まで、第六十五条第一項及び第二項、第七十条、第七十一条並びに第七十三条」と、第六十五条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第七十条及び第七十一条(見出しを含む。)中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第七十三条第一項中「条例第七十五条各号」とあるのは「条例第八十六条において読み替えて準用する第七十五条各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(記録の整備に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に提供を終了した法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(以下単に「指定居宅サービス」という。)又は法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスに関する記録に係る第二十九条(第三十二条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第四十条において準用する場合を含む。)、第四十八条、第五十三条、第五十八条、第六十七条(第八十三条において準用する場合を含む。)、第七十九条、第九十条、第九十六条(第九十五条及び第九十九条において準用する場合を含む。)、第九十一条(第四十条において準用する場合を含む。)、第九十七條、第九十三條、第九十六条(第九十七條において準用する場合を含む。))及び第八十四条の規定の適用については、これらの規定中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。
(指定短期入所生活介護事業所の設備の基準に関する経過措置)
- 3 平成十二年四月一日前に設置された老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉法(以下この条において「旧老福法」という。)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。)又は老人短期入所施設(旧老福法第二十條の三に規定する老人短期入所施設をいう。)の建物(同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)であつて、この規則の施行の際現に指定短期入所生活介護事業所の用に供されているものについては、第九十三条第四項第一号(一)及び(二)、第二号(一)並びに同条第六項の規定は、適用しない。
(指定短期入所療養介護事業所の設備の基準に関する経過措置)
- 4 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の同条に規定する旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室の基準は、第二百一十一條第一項第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 一 食堂の床面積は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上とすること。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第三条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第二百一十一條第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第六條の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第二百一十一條第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。
- 7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第二十一條の規定の適用を受けているものについては、第二百一十一條第一項第三号の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 8 改正省令附則第四條に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所

であつて、改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室の基準は、第二百一十一条第一項第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 食堂の床面積は、内法³⁹⁾による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上とすること。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第四条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第二百一十一条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第七条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第二百一十一条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法⁴⁰⁾による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

(一部ユニット型指定短期入所生活介護に関する経過措置)

11 条例附則第四項ただし書の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 調理室
- 二 洗濯室又は洗濯場
- 三 汚物処理室
- 四 介護材料室

12 条例附則第五項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者(以下単に「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)の食事は、条例附則第三項に規定するユニット部分(次項及び附則第十四項において単に「ユニット部分」という。)にあつては第百十二条に、それ以外の部分にあつては第百条に定めるところによる。

13 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第百十三条に、それ以外の部分にあつては第百四条に定めるところによる。

14 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第百十四条に、それ以外の部分にあつては第百七条において準用する第六十五条に定めるところによる。

15 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八條まで、第三十六條、第六十六條、第九十四條、第九十五條、第九十八條、第一百一条から第百三条まで、第百五条及び第百六条の規定は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百六号)による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等旧基準」という。)第百四十條の十四に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「附則第九項各号」と、同條中「訪問介護員等」とあり、及び第九十八條第二項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第二十七條第一項及び第九十四條中「条例」とあるのは「条例附則第十二項において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七条から第九条まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「附則第六項から第十一項まで並びに第十二項において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條、第七十五條、第百六條、第百十條及び第百十三條の規定並びに附則第十二項から第十四項まで並びに第十五項において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條から第二十八條まで、第六十六條、第九十四條、第九十五條、第一百一条から第百三条まで、第百五条及び第百六條」と、第百六條第二号中「条例第百八條第四項」とあるのは「条例第百八條第四項及び条例第百十八條第六項」と、同項第三号から第六号中までの規定中「次條」とあるのは「附則第十五項」と読み替えるものとする。

(一部ユニット型指定短期入所療養介護に関する経過措置)

16 条例附則第十六項ただし書の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 診察室
- 二 機能訓練室
- 三 浴室
- 四 サービス・ステーション
- 五 調理室
- 六 洗濯室又は洗濯場
- 七 汚物処理室

17 条例附則第十七項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者(以下単に「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)の食事は、条例附則第十五項に規定するユニット部分(次項及び附則第十九項において単に「ユニット部分」という。)にあつては第百三十七條に、それ以外の部分にあつては第百二十九條に定めるところによる。

ころによる。

- 18 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第五百二十八条に、それ以外の部分にあつては第三百三十条に定めるところによる。
- 19 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第三百三十九条に、それ以外の部分にあつては第三百三十二条において準用する第六十五条に定めるところによる。
- 20 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで、第三十六条、第八十九条、第九十四条、第九十五条第二項、第百五条、第百二十二条、第百二十五条から第百二十七条まで及び第三百三十一条の規定は、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十三に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條中「第十五条各号」とあるのは「附則第二十一項各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第百二十五条第一項中「指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者」とあるのは「指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第二十七条第一項及び第九十四条中「条例」とあるのは「条例附則第二十三項において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十條から第二十八條まで」とあるのは「附則第十八項から第二十二項まで並びに第二十三項において準用する条例第八条、第九条、第十六条、第十七条、第七十五条、第百六条及び第百三十七條の規定並びに附則第十八項から第二十項まで並びに第二十一項において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十八條まで、第八十九条、第九十四条、第九十五条第二項、第百五条、第百二十二條、第百二十六條、第百二十七條及び第百三十一条」と、第百三十一条第二号中「条例第百三十三條第四号」とあるのは「条例第百三十三條第四号及び第百四十二條第六号」と、「次条」とあるのは「附則第二十項」と読み替えるものとする。

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第三十二号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 介護予防訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第二条―第三十条）

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第三十一条―第三十三条）

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第三十四条―第四十条）

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十一条・第四十二条）

第四章 介護予防訪問看護（第四十三条―第五十一条）

第五章 介護予防訪問リハビリテーション（第五十二条―第五十六条）

第六章 介護予防居宅療養管理指導（第五十七条―第六十二条）

第七章 介護予防通所介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第六十三条―第七十二条）

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第七十三条―第七十六条）

第八章 介護予防通所リハビリテーション（第七十七条―第八十六条）

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第八十七条―第百二条）

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第百三条―第百十條）

第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百十一条―第百十四條）

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第百十五条―第百二十七條）

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第百二十八條―第百三十五條）

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第百三十六条―第百五十四条)

第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準(第百五十五条―第百六十条)

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第百六十一条―第百七十二条)

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第百七十三条・第百七十四条)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売(第百七十五条―第百八十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第二条 条例第四条第一項の規定による同項に規定する訪問介護員等(以下この節において単に「訪問介護員等」という。)の配置は、その員数が、常勤換算方法(当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務する時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、二・五人以上となるように行わなければならない。

2 条例第四条第二項の規定による同項に規定するサービス提供責任者(以下この節において単に「サービス提供責任者」という。)の配置は、その員数が、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(同条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者(以下単に「指定介護予防訪問介護事業者」という。))が秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第四条第一項に規定する指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、条例第三条に規定する指定介護予防訪問介護(以下単に「指定介護予防訪問介護」という。)の事業と指定居宅サービス等基準条例第三条に規定する指定訪問介護(以下単に「指定訪問介護」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人以上となるように行わなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じ常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第四条第三項ただし書の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス(以下単に「指定地域密着型サービス」という。))に該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第三条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第七条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの

(一) 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(二) 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シート・デイリ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、第一項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第一項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (サービス提供困難時の対応)

第四条 指定介護予防訪問介護事業者は、条例第四条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業所（以下単に「指定介護予防訪問介護事業所」という。）の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第一百五十二条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対し行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、条例第十五条第三項に規定するサービス担当者会議（以下単に「サービス担当者会議」という。）等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し届け出ること等により指定介護予防訪問介護の提供を条例第十条第一項に規定する法定代理受領サービス（以下単に「法定代理受領サービス」という。）として受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が条例第九条に規定する介護予防サービス計画（以下単に「介護予防サービス計画」という。）の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な

援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対し提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける条例第十条第一項に規定する利用料(以下単に「利用料」という。)の額と、同項に規定する介護予防サービス費用基準額(以下単に「介護予防サービス費用基準額」という。)との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、条例第十条第一項及び前項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要する交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 前項の場合において、指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該交通費の額について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者に条例第七条から第十二条まで及び第十四条から第十八条までの規定並びに第三条から前条まで、次項及び次条から第三十条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2 サービス提供責任者は、第二十九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二 利用者の状態の変化、サービスに関する意向等を定期的に把握すること。
- 三 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携を図ること。
- 四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力、希望等を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(介護等の総合的な提供)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるように、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第十四条各号に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(市町村等との協力)

第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関し相談及び援助を行う市町村等の事業その他の市町村等が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、条例第十六条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とこれ以外の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第二十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 五 第二十九条第二項に規定する介護予防訪問介護計画

(指定介護予防訪問介護の提供の方針)

第二十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的な提供の方針等)

第二十九条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - 二 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、次項に規定する介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるように必要な支援を行うこと。
 - 三 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - 四 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供すること。
- 2 サービス提供責任者の行う指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防訪問介護計画（以下単に「介護予防訪問介護計画」という。）の作成の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、前項第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえること。
 - 二 介護予防訪問介護計画の作成に当たって既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿うものとする。
 - 三 介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
 - 四 介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。
- 3 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスを提供する期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行わなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防訪問介護計画の変更を行わなければならない。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

第三十条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- 一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たっては、介護予防支援におけるアセスメント（利用者が有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに当該利用者の日常生活の状況を把握し、当該利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえ、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握をいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(一) 運動及び移動

(二) 日常生活（家庭生活を含む。）

(三) 社会参加並びに対人関係及び他人との意思疎通

(四) 健康管理

- 一 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるように配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者)

第三十一条 条例第十九条第一項の規定による同項に規定する訪問介護員等（以下この節において単に「訪問介護員等」という。）の配置は、その員数が三人以上となるように行わなければならない。

(同居家族に対する基準該当介護予防訪問介護の提供の制限)

第三十二条 条例第二十二條第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定介護予防訪問介護のみによつては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
 - 二 当該介護予防訪問介護が、指定介護予防支援事業者又は法第五十九條第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
 - 三 当該介護予防訪問介護が、条例第十九條第二項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - 四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
 - 五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合
- 2 条例第十九條第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護事業者は、条例第二十二條第一項ただし書の規定に基づき訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する条例第十九條第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護（以下単に「基準該当介護予防訪問介護」という。）の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対する適切な指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第三十三条 第三條から第八條まで、第十條から第十六條まで及び第十八條から第三十條までの規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三條第一項、第二十條及び第二十五條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十三條において準用する条例」と、第十二條第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三條第一項及び第十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第十三條第二項中「条例第十條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第十六條第一項中「第七條から第十二條まで及び第十四條から第十八條までの規定並びに第三條から前條まで、次項及び次條」とあるのは「第二十二條並びに第二十三條において準用する条例第七條から第九條まで、第十二條、第十四條から第十八條までの規定並びに第三十二條並びに第三十三條において準用する第三條から第八條まで、第十條から前條まで、次項及び第十八條」と、同條第二項中「第四條第二項」とあるのは「第十九條第二項」と、第二十七條第一号中「第十二條第二項」とあるのは「第三十三條において準用する第十二條第二項」と、同條第二号中「第十五條」とあるのは「第三十三條において準用する第十五條」と、同條第三号中「第二十三條第二項」とあるのは「第三十三條において準用する第二十三條第二項」と、同條第四号中「第二十五條第一項」とあるのは「第三十三條において準用する第二十五條第一項」と読み替えるものとする。

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

（従業者）

第三十四条 条例第二十五條第一項の規定による同項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者（以下この節において単に「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の配置は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 看護師又は准看護師（第六章を除き、以下「看護職員」という。） 一人以上置くこと。
- 二 介護職員 一人以上置くこと。

（利用料等の受領）

第三十五条 条例第二十五條第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者（以下単に「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しない条例第二十四條に規定する指定介護予防訪問入浴介護（以下単に「指定介護予防訪問入浴介護」という。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第二十八條第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

3 前項の場合において、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第三十六条 条例第二十五條第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入

浴介護事業所の従業者に条例第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第三十七条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 次条において準用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において準用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第三十八条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、第十一条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第十九条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第三十一条各号」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の提供の方針)

第三十九条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的な提供の方針)

第四十条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスを提供すること。
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもつて行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者)

第四十一条 条例第三十五条第一項の規定による従業者の配置は、看護職員及び介護職員の員数がそれぞれ一人以上となるように行わなければならない。

(準用)

第四十二条 第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八条から第二十六条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条及び第四十条の規定は、条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、第十一条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する看護師又は准看護師及び介護職員」と、第十二条第一項中

「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあり、及び第三十五条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない条例第二十四条に規定する指定介護予防訪問入浴介護（以下単に「指定介護予防訪問入浴介護」という。）」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第十九条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十条中「条例第十四条各号」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例第三十一条各号」と、第三十五条第二項中「条例第二十八条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに」とあるのは「第三十八条において準用する条例第七条から第九条、第十五条、第十六条、第二十九条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定並びに第四十二条において準用する第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八条から第二十六条まで、前条、次条、第三十九条及び」と、第三十七条各号中「次条」とあるのは「第四十二条」と読み替えるものとする。

第四章 介護予防訪問看護

(従業者)

第四十三条 条例第四十条第一項の規定による回項に規定する看護師等（以下単に「看護師等」という。）の配置は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 条例第四十条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーション（以下単に「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 保健師又は看護職員は、常勤換算方法で、二・五人以上置くこと。
 - (二) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数置くこと。
- 二 病院又は診療所である条例第四十条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業所（以下単に「指定介護予防訪問看護事業所」という。）にあつては、看護職員を当該指定介護予防訪問看護事業所の実情に応じた適当数置くこと。

(サービス提供困難時の対応)

第四十四条 条例第四十条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者（以下単に「指定介護予防訪問看護事業者」という。）は、利用申込者の病状、指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な条例第三十九条に規定する指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第四十五条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第四十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する療養の給付若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、条例第四十三条第一項及び前項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要する交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 前項の場合において、指定介護予防訪問看護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該交通費の額について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第四十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 次条において準用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において準用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

- 五 第五十条第二項に規定する介護予防訪問看護計画書
- 六 第五十条第四項に規定する介護予防訪問看護報告書
- 七 第五十一条第一項の主治の医師による指示の文書

(準用)

第四十八条 第三条、第五条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八条から第二十六条まで及び第三十六条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、同条中「第十四条各号」とあるのは「第四十六条各号」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第二十九条並びに第四十条」とあるのは「第四十三条から第四十七条まで並びに第四十八条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条の規定並びに第四十四条から第四十七条まで、第四十八条において準用する第三条、第五条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで並びに第四十九条から第五十一条まで（第五十条第五項を除く。）」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問看護の提供の方針)

第四十九条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるように適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的な提供の方針等)

第五十条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び次項に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持又は回復を図るように適切に行うこと。
- 三 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 四 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもつてサービスを提供すること。
- 五 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、特殊な看護を行わないこと。
- 2 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）の行う指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防訪問看護計画書（以下単に「介護予防訪問看護計画書」という。）の作成の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、前項第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成し、主治の医師に提出すること。
 - 二 介護予防訪問看護計画書の作成に当たって既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿うものとする。
 - 三 介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
 - 四 介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。
- 3 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載

したサービスを提供する期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行わなければならない。

- 4 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、訪問日、提供した看護内容その他の必要な事項を記載した介護予防訪問看護報告書（以下単に「介護予防訪問看護報告書」という。）を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告し、介護予防訪問看護報告書を主治の医師に定期的に提出しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 6 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提出しなければならない。
- 7 第一項から第五項までの規定は、前項の介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。
- 8 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所にあつては、第一項第二号及び第二項から第五項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）並びに第六項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができる。
（主治の医師との関係）

第五十一条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 3 前条第八項の規定は、主治の医師による指示について準用する。

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

（利用料等の受領）

第五十二条 条例第五十二条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（以下単に「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しない条例第五十一条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション（以下単に「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、条例第五十四条第一項及び前項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要する交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 前項の場合において、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該交通費の額について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第五十三条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 次条において準用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において準用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 五 第五十六条第二項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画

（準用）

第五十四条 第三条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第二十六條まで、第三十六條及び第四十五條の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第十一条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、同条中「第十四条各号」とあるのは「第五十五条各号」と、第三十六條中「第二十八條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條及び第十六條並びに第三十四條の規定並びに前条、次条、第三十八條において準用する第三条から第十二條まで、第十四條、第十五條及び第十八條から第二十六

条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第五十四条から第五十六条まで、第五十七条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第五十八条の規定並びに第五十二条、第五十三条、第五十四条において準用する第三条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第二十六条まで及び第四十五条、第五十五条並びに第五十六条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の方針)

第五十五条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な提供の方針等)

第五十六条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

二 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立に資するように適切に行うこと。

三 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

四 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供すること。

2 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画(以下単に「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。)の作成の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、前項第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえること。

二 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たって既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿うものとする。

三 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

四 介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。

3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告しなければならない。

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスを提供する期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行わなければならない。

5 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

6 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行わなければならない。

7 第一項から第五項までの規定は、前項の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第六章 介護予防居宅療養管理指導

(従業者)

第五十七条 条例第六十条第一項の規定による従業者の配置は、次に定めるところによらなければならない。

一 病院又は診療所である条例第六十条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所（以下単に「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 医師又は歯科医師は、一人以上置くこと。

(二) 薬剤師、条例第五十九条に規定する看護職員（以下この章において単に「看護職員」という。）、同条に規定する歯科衛生士又は管理栄養士は、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の実情に応じた適当数置くこと。

二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所にあつては、薬剤師を一人以上置くこと。

三 条例第六十条第一項第三号に規定する指定訪問看護ステーション等である指定介護予防居宅療養管理指導事業所にあつては、看護職員を一人以上置くこと。

(利用料等の受領)

第五十八条 条例第六十条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者（以下単に「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しない条例第五十九条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導（以下単に「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、条例第六十二条第一項及び前項の支払を受けるほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 前項の場合において、指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該交通費の額について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第五十九条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

二 次条において準用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

三 次条において準用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

四 次条において準用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第六十条 第三条から第七条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第二十六条まで、第三十六条及び第四十五条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十五条において準用する条例」と、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十一条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「条例第六十条第一項に規定する従業者」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第六十三条各号」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第六十二条から第六十四条まで、第六十五条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第六十六条の規定並びに第五十八条、第五十九条、第六十条において準用する第三条から第七条まで、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第二十六条まで及び第四十五条、第六十一条並びに第六十二条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の提供の方針)

第六十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な提供の方針)

第六十二条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供及び利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介

護方法等についての指導、助言等を行うこと。

- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
 - 二 前号に規定する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するように努めること。
 - 四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要であると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うこと。
 - 五 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
 - 六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
 - 七 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録を行うこと。
- 2 薬剤師、条例第五十九条に規定する歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するように適切に行うこと。
 - 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
 - 四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。
- 3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
 - 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
 - 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第七章 介護予防通所介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

- 第六十三条** 条例第六十八条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 生活相談員 条例第六十七条に規定する指定介護予防通所介護（以下単に「指定介護予防通所介護」という。）の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる員数を置くこと。
 - 一 看護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員を一人以上置くこと。
 - 二 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数で除して得た数が、条例第七十二条第四号に規定する利用者（以下この条において単に「利用者」という。）の数が、十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数を置くこと。
 - 四 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
- 2 条例第六十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所（以下単に「指定介護予防通所介護事業所」とい

う。)の条例第七十二条第四号に規定する利用定員が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 条例第六十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者(以下単に「指定介護予防通所介護事業者」という。)は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合には、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

5 前各項の「指定介護予防通所介護の単位」とは、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。

6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

(設備及び備品)

第六十四条 条例第七十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに条例第七十二条第四号に規定する利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(二) (一)の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

二 相談室、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

(利用料等の受領)

第六十五条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、条例第七十一条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担とすることが適当と認められる費用

3 前項第二号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

4 第二項の場合において、指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(勤務体制の確保等)

第六十六条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるように、指定介護予防通所介護事業所ごとに、指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者によつて指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第六十七条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第六十八条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 次条において準用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において準用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 五 第七十一条第二項に規定する介護予防通所介護計画

(準用)

第六十九条 第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで及び第三十六条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十六条において準用する条例」と、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第七十一条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第七十一条から第七十五条まで、第七十六条において準用する条例第七条から第九条まで、第十二条、第十五条及び第十六条並びに第七十七条の規定並びに第六十五条から第六十八条まで、第六十九条において準用する第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十五条及び第二十条から第二十六条まで並びに第七十条から第七十二条まで(第七十一条第二項から第五項までを除く。）」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所介護の提供の方針)

第七十条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じ、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的な提供の方針等)

第七十一条 介護予防通所介護従業者の行う指定介護予防通所介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - 一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、次項に規定する介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるように必要な支援を行うこと。
 - 二 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - 四 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供すること。
- 2 指定介護予防通所介護事業所の管理者の行う指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防通所介護計画(以下単に「介護予防通所介護計画」という。)の作成は、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 介護予防通所介護計画の作成に当たっては、前項第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえること。
 - 一 介護予防通所介護計画の作成に当たって既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿うものとする。
 - 二 介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
 - 四 介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。
- 3 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも

も一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスを提供する期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防通所介護計画の変更を行わなければならない。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所介護の提供に当たつての留意点）

第七十二条 指定介護予防通所介護の提供に当たつては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- 一 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- 二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器の機能の向上を目的とするサービス、栄養改善を目的とするサービス又は口腔機能の向上を目的とするサービスの提供に当たつては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なサービスを提供すること。
- 三 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスは提供せず、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通して、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第七十三条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急を要する事態が生じた場合に備え、当該事態に対処するための手順書を作成し、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、直ちに主治の医師への連絡を行うことができる緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たつては、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たつては、事前に脈拍や血圧等を測定し利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスを提供するように努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たつては、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準

（従業者）

第七十四条 条例第七十八条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活相談員 条例第七十八条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護（以下単に「基準該当介護予防通所介護」という。）の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる員数を置くこと。
 - 一 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員を一人以上置くこと。
 - 二 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数で除して得た数が、利用者（条例第七十八条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護事業者（以下単に「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が基準該当介護予防通所介護の事業と指定居宅サービス等基準条例第八十九条第一項に規定する基準該当通所介護（以下単に「基準該当通所介護」という。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が、十五人までの場合にあつては一人以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数を置くこと。
 - 四 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
- 2 条例第七十八条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護事業所（以下単に「基準該当介護予防通所介護事業

所」という。)の利用定員(当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この条及び次条において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項第三号の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合には、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の「基準該当介護予防通所介護の単位」とは、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいう。
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

(設備及び備品)

第七十五条 条例第八十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、二平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- (二) (一)の規定にかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

二 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

(準用)

第七十六条 第三条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第三十六條、第六十五条から第六十八条まで及び第七十条から第七十三条までの規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例」と、第十二条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあり、及び第六十五条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第二十条中「条例第十四条各号」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例第七十二条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「条例第七十八条第一項に規定する従業者」と、第三十六條中「第二十八條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條及び第十六條並びに第三十四條の規定並びに前條、次條、第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十五條及び第十八條から第二十六條まで、第三十九條並びに第四十條」とあるのは「第八十一条において準用する条例第七條から第九條まで、第十二條、第十五條、第十六條、第七十二條から第七十五條まで及び第七十七條の規定並びに第七十六条において準用する第三條から第八條まで、第十条、第十二條、第十四條、第十五條、第二十条から第二十六條まで、第六十五条から第六十八條まで及び第七十条から第七十三條まで(第七十一条第二項から第五項までを除く。)-」と、第六十五条第二項中「条例第七十一条及び前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第八章 介護予防通所リハビリテーション

(従業者)

第七十七条 条例第八十三条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 医師 条例第八十二条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション(以下単に「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の提供に当たらせるために必要な一人以上の員数を置くこと。
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、条例第八十六条第四号に規定する利用者(以下この条及び次条において単に「利用者」という。)の数が、十人以下の場合にあつてはその提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じ専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の員数が一以上、十人を超える場合にあつ

ては提供時間を通じ専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されていること。

(二) (一)に掲げる人員のうち専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又は百人に満たない端数を増すことに一人以上確保されていること。

2 前項第二号(二)の規定にかかわらず、条例第八十三条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所(以下単に「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)が診療所である場合は、同号(一)に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーションその他のリハビリテーションに一年以上従事した経験を有する看護師の配置は、常勤換算方法で、〇・一以上確保することにより足りる。

(設備及び備品)

第七十八条 条例第八十四条第一項の規定による指定介護予防通所リハビリテーションを提供する専用の部屋の設置は、その床面積(指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、専用の部屋の床面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の床面積を加えて得た面積)が三平方メートルに条例第八十六条第四号に規定する利用定員を乗じて得た面積以上となるように行わなければならない。

(管理の代行)

第七十九条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は条例第八十五条第一項の規定による管理の代行を行う者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者に条例第八十六条、第八十七条、第八十八条において準用する条例第七条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十六条、第七十一条、第七十三条及び第七十四条並びに第八十九条の規定並びに次条、第八十一条、第八十二条において準用する第三条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十二條から第二十六条まで、第四十五条、第六十五条及び第六十六条並びに第八十三条から第八十六条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第八十条 条例第八十三条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者(以下単に「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(記録の整備)

第八十一条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 次条において準用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において準用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 五 第八十四条第二項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画

(準用)

第八十二条 第三条から第七条まで、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十二條から第二十六条まで、第四十五条、第六十五条及び第六十六条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三条第一項、第二十五条第一項及び第六十五条第二項中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第八十六条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、第六十六条第一項中「指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「第八十四条第一項に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供の方針)

第八十三条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じ、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な提供の方針等)

第八十四条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下単に「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の行う指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - 二 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、次項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるように必要な支援を行うこと。
 - 三 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - 四 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供すること。
- 2 医師及び専らリハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)の行うリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画(以下単に「介護予防通所リハビリテーション計画」という。)の作成の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ作成すること。
 - 二 介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たって既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿うものとする。
 - 三 介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
 - 四 介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
 - 3 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスを提供する期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。
 - 4 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
 - 5 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行わなければならない。
 - 6 第一項から第四項までの規定は、前項の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たつての留意点)

第八十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果等を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- 二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器の機能の向上を目的とするサービス、栄養改善を目的とするサービス又は口腔機能の向上を目的とするサービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なサービスを提供すること。
- 三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスは提供せず、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通して、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第八十六条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急を要する事態が生じた場合に備え、当該事態に対処するための手順書を作成し、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業員に周知徹底を図るとともに、直ちに主治の医師への連絡を行うことができる緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、事前に脈拍、血圧等を測定し利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスを提供するように努めなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、直ちに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第八十七条 条例第九十一条第一項第五号の規則で定める従業者は、次に掲げる従業者とする。

- 一 栄養士
- 二 機能訓練指導員
- 三 調理員その他の従業者
- 2 条例第九十一条第一項の規定による同項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者（以下単に「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の配置は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。ただし、条例第九十三条第一項に規定する利用定員（以下この条及び次条において単に「利用定員」という。）が四十人を超えない条例第九十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下単に「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、条例第九十三条第一項に規定する利用者（以下この条及び次条において単に「利用者」という。）の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 一人以上置くこと。
- 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
- 三 看護職員又は介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
- 四 栄養士 一人以上置くこと。
- 五 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
- 六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数置くこと。

3 条例第九十三条第一項ただし書の規定の適用を受ける特別養護老人ホームに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4 第二項第二号及び第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 条例第九十三条第二項に規定する併設事業所については、同項に規定する特別養護老人ホーム等として老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）又は法に規定する員数の従業者に加え、第二項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

6 第二項第二号の生活相談員並びに同項第三号の看護職員及び介護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である条例第九十三条第二項に規定する併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

7 第二項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

(設備及び備品)

第八十八条 条例第九十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる設備（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けないこと。

- 一 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。
- (一) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第百二条において準用する条例第七十四条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (二) 条例第百二条において準用する条例第七十四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第九十四条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第九十四条第三項第七号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 一 便所
 - 二 洗面設備
 - 三 面談室
 - 四 介護職員室
 - 五 看護職員室
 - 六 調理室
 - 七 洗濯室又は洗濯場
 - 八 汚物処理室
 - 九 介護材料室
- 4 条例第九十四条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - (二) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - (三) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
 - 二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - (二) (一)の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
 - 三 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
 - 四 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。
 - 五 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- 5 条例第九十四条第三項ただし書の規則で定める設備は、第三項第一号の便所、同項第二号の洗面設備、同項第四号の介護職員室及び同項第五号の看護職員室とする。
- 6 条例第九十四条第一項から第五項まで及び前各項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。
 - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - 五 居室等が二階以上の階にある指定介護予防短期入所生活介護事業所には、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- (内容及び手続の説明及び同意)

第八十九条 第三条の規定は、条例第九十五条の規定による文書の交付について準用する。

(対象者等)

第九十条 条例第九十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者(以下単に「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由に

より、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し条例第九十条に規定する指定介護予防短期入所生活介護（以下この節において単に「指定介護予防短期入所生活介護」という。）を提供するものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるように必要な援助に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第九十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、条例第九十六条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者が選定する特別な居室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定めるものを除く。）

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（地域等との連携等）

第九十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第九十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 条例第九十七条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

二 次条において適用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

三 次条において適用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において適用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

五 次条において適用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

六 第九十六条第二項に規定する介護予防短期入所生活介護計画

（準用）

第九十四条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第三十六条、第六十六条及び第六十七条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第九十九条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、第六十六条第一項中「指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介

「護従業者」と、第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第九十五条から第百一条まで並びに第百二条において準用する条例第八条、第九条、第十五条、第十六条及び第七十四条の規定並びに第八十九条から第九十三条まで、第九十四条において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第六十六条及び第六十七条並びに第九十五条から第百二条まで（第九十六条第二項を除く。）」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の提供の方針)

第九十五条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的な提供の方針)

第九十六条 介護予防短期入所生活介護従業者の行う指定介護予防短期入所生活介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

二 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、次項に規定する介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるように必要な支援を行うこと。

三 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者の管理者の行う指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画（以下単に「介護予防短期入所生活介護計画」という。）の作成の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、相当期間以上継続して入所することが予定される利用者については、前項第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえること。

二 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たって既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿うものとする。

三 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

四 介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。

(介護)

第九十七条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、条例第百四条第一項及び前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業者の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第九十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第九十九条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第一百条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための措置を適切に講じなければならない。

(相談及び支援)

第一百一十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第一百一十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めなければならない。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(設備及び備品)

第一百三十二条 条例第六十六条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 居室等を二階及び地階のいずれにも設けないこと。
- 2 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。
 - (一) 条例第六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下単に「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第一百十条第二項において準用する条例第七十四条に規定する計画に条例第八十条第三号に規定する利用者(以下この条において単に「利用者」という。)の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (二) 条例第一百十条第二項において準用する条例第七十四条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第六十六条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 1 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 2 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおそれがあること。
 - 3 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なおそれがあること。
- 3 条例第六十六条第三項第四号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。
 - 一 調理室
 - 二 洗濯室又は洗濯場
 - 三 汚物処理室
 - 四 介護材料室
- 4 条例第六十六条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
 - 1 条例第五十五条に規定するユニット(以下この節において単に「ユニット」という。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
 - (一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対する条例第五十五条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護(以下単に「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護」という。)の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第五十五条に規定する共同生活室(以下この節において単に「共同生活室」という。)に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの条例第八十条第三号に規定する利用定員(以下この条において単に「利用定員」という。)は、おおむね十人以上とすること。
 - (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

- (4) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- (5) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。
- (二) 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を設けること。
- (三) 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- (四) 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- 二 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
- 5 条例第百六条第一項から第五項まで及び前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅の拡張により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすることができる。
- 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にあるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- (利用料等の受領)
- 第百四条** 条例第百六条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(以下単に「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、条例第百七条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者が選定する特別な居室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定めるものを除く。)
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同

意については、文書によるものとする。

(勤務体制の確保等)

第五十五条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるように、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務体制を定めるに当たっては、次に定めるところにより従業員を配置しなければならない。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する者として配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業員によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第六十六条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第三十六条、第六十七条、第八十七条、第八十九条、第九十条、第九十二条及び第九十三条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第八十条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、並びに第八十七条第三項及び第五項中「介護予防短期入所生活介護従業員」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業員」と、第二十五条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第八十九条並びに第九十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第一百条第二項において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第七十七条から第九十九条まで、第一百条第二項において準用する条例第八条、第九条、第十五条、第十六条、第七十四条、第九十五条、第九十七条、第九十八条及び第一百一条、第一百一十一条、第一百十二条並びに第一百三十三条において準用する条例第一百三十三条の規定並びに第一百四十四条、第一百五十五条、第一百六条において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第六十七条、第八十九条、第九十条、第九十二条及び第九十三条、第七十七条から第九十九条まで並びに第一百条において準用する第九十五条、第九十六条第一項及び第九十九条から第一百一条まで」と、第九十三条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第一百六条」と、同条第六号中「第九十六条第二項」とあるのは「第一百条において準用する第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(介護)

第七十七条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、当該利用者が、その心身の状況及び希望に応じ、それぞれの役割を持って行うように適切に支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、条例第一百十二条第一項及び前各項に定めるもののほか、利用者が行方離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第八十条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立

について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第九十九条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めなければならない。

(準用)

第一百十条 第九十五条、第九十六条、第九十九条から第一百一条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者)

第一百十一条 条例第百十五条第一項第六号の規則で定める従業者は、調理員その他の従業者とする。

2 条例第百十五条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 生活相談員 一人以上置くこと。

二 看護職員又は介護職員 常勤換算方法で、条例第百十七条に規定する利用者(以下この条において単に「利用者」という。)の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

三 栄養士 一人以上置くこと。

四 機能訓練指導員 一人以上置くこと。

五 調理員その他の従業者 条例第百十四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護事業所(以下単に「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の实情に応じた適当数置くこと。

3 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に条例第百十四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護(以下単に「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を開始する場合は、推定数による。

4 第二項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

5 条例第百十四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護事業者(以下単に「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、同条に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる員数の従業者に加え、条例第百十五条第一項に規定する従業者を確保するものとする。

(設備及び備品)

第一百十二条 条例第百十八条第一項第六号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 便所

二 洗面所

三 面接室

四 介護職員室

2 条例第百十八条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 一の居室の定員は、四人以下とすること。

(二) 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

(三) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに条例第百十七条第一項に規定する利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

(二) (一)の規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な幅を確保しなければならない。

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第百十三条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に条例第百十四条に規定する指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第百十四条 第四条から第七条まで、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第三十六条、第六十六条、第六十七条、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第百二条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあり、及び第九十一条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第二十条中「条例第十四条各号」とあるのは「条例第百十九条において準用する第九十九条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、第六十六条第一項中「指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）」とあり、同条第二項及び第三項中「介護予防通所介護従業者」とあり、並びに第九十六条第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「条例第百十五条第一項に規定する従業者」と、第二十五条第一項、第八十九条及び第九十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第百十九条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第百十九条において準用する条例第八条、第九条、第十五条、第十六条、第七十四条、第九十五条、第九十七条から第百一条まで、第百三条及び第百四条の規定並びに第百十三条並びに第百十四条において準用する第四条から第七条まで、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第六十六条、第六十七条、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第百二条まで（第九十六条第二項を除く。）」と、第九十一条第二項中「条例第九十六条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第九十二条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第百十四条」と、第百条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第百十五条 条例第百二十一条第一項の規則で定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者は、次に掲げる従業者とする。

一 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十号）第二条第一項に規定する介護老人保健施設（以下この節において単に「介護老人保健施設」という。）である条例第百二十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所（以下単に「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

二 秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十一号）第二条第一項に規定する指定介護療養型医療施設（以下この節において単に「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

三 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、看護職員又は介護職員

2 条例第百二十一条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 前項第一号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所 条例第百二十六条に規定する利用者（以下この条において単に「利用者」という。）を介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上置くこと。

- 一 前項第二号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上置くこと。
- 二 前項第三号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上置くこと。
- 四 前項第四号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員を合計で、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこととし、かつ、夜間及び深夜における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を一人以上置くこと。

(設備)

第百十六条 条例第百二十二条第一項の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備
- 一 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備
- 二 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 四 診療所(前二号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、病室、食堂、浴室及び機能訓練室並びに消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 2 条例第百二十二条第一項の規定による設備の設置は、前項第四号の病室の床面積が利用者一人につき六・四平方メートル以上となるように行わなければならない。

(対象者)

第百十七条 条例第百二十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者(以下単に「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対し条例第百二十条に規定する指定介護予防短期入所療養介護(以下この節において単に「指定介護予防短期入所療養介護」という。)を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第百十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、条例第百二十三条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 一 滞在に要する費用(法第六十一条の三第二項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者が選定する特別な療養室等及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定めるものを除く。)
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担にすることが適当と認められるもの
- 3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意について

は、文書によるものとする。

(記録の整備)

第百十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第百二十四条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 二 次条において適用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 三 次条において適用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 次条において適用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 五 次条において適用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 六 第百二十二条第二項に規定する介護予防短期入所療養介護計画

(準用)

第百二十条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十二條から第二十六條まで、第三十六條、第六十六條、第八十条、第八十九条、第九十条第二項及び第九十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第百二十五条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、第六十六條第一項中「指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「条例第百十五条第一項に規定する従業者」と、第二十五条第一項及び第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百二十八条において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六條まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第百二十三条から第百二十七條まで、第百二十八条において準用する条例第八条、第九条、第十五条、第十六条、第七十四条及び第九十五条、第百二十九條並びに第百三十條の規定並びに第百十七條から第百十九條まで、第百二十條において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十二條から第二十六條まで、第六十六條、第八十条、第八十九条、第九十条第二項及び第九十二条並びに第百二十一条から第百二十七條まで(第百二十二條第二項を除く。)」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の提供の方針)

第百二十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的な提供の方針等)

第百二十二条 条例第百十五条第一項に規定する従業者の行う指定介護予防短期入所療養介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の心身の状況及び病状、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - 一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、次項に規定する介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるように必要な支援を行うこと。
 - 二 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者の行う指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画(以下単に「介護予防短期入所療養介護計画」という。)の作成の方針は、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、相当期間以上継続して入所することが予定される利用者については、前項第一号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえること。
 - 二 介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たって既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護

予防サービス計画の内容に沿うものとする。

三 介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

四 介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。

(医師の診療の方針)

第二百二十三条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも高めることができるように適切な指導を行うこと。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らし、適切に行うこと。

五 厚生労働大臣が定める療養等に定めるもののほか、特殊な療法又は新しい療法等を行わないこと。

六 厚生労働大臣が定める指定居宅サービス等基準条例第三百三十条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。

七 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求めるとその他の診療について適切な措置を講ずること。

(機能訓練)

第二百二十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百二十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、条例第三百三十条第一項及び前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二百二十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立を支援し、当該利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることができるように努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二百二十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うように努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めなければならない。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(設備)

第二百二十八条 条例第三百三十二条第一項の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設(以下この節において単に「ユニット型介護老人保健施設」という。)である条例第三百三十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所(以下単に「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)にあつては、法に規定するユニット型介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護療養型

医療施設（以下この節において単に「ユニット型指定介護療養型医療施設」という。）として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）

三 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、ユニット型指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）

（利用料等の受領）

第二百二十九条 条例第三百二十二条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（以下単に「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、法定代理受領サービスに該当しない条例第三百三十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護（以下単に「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」という。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、条例第三百三十三条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者が選定する特別な療養室等及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定めるものを除く。）

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（勤務体制の確保等）

第二百三十条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供することができるように、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定めるところにより従業者を配置しなければならない。

一 昼間については、条例第三百三十一条に規定するユニット（以下この節において単に「ユニット」という。）ごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する者として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によつてユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第二百三十一条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十二條から第二十六条まで、第三十六条、第八十条、第八十九条、第九十条第二項、第九十二条、第一百五十五条、第一百七十七条及び第一百九十九条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中

「第十四条各号」とあるのは「第百三十四条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第二十五条第一項、第八十九条及び第百十九条第一号中「条例」とあるのは「条例第百三十六条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第百三十三条から第百三十五条まで、第百三十六条において準用する条例第八条、第九条、第十五条、第十六条、第七十四条、第九十五条、第二百二十四条及び第二百二十七条、第百三十七條、第百三十八條並びに第百三十九條において準用する条例第二百二十九條の規定並びに第二百二十九條、第百三十一條、第百三十一條において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十二條から第二十六條まで、第八十條、第八十九條、第九十條第二項、第九十二條、第百十五條、第百十七條及び第百十九條、第百三十二條から第百三十四條まで並びに第百三十五條において準用する第二百二十一條から第二百二十四條まで（第百二十二條第二項を除く。）」と、第百十五條中「条例第百二十一條第一項の」とあるのは「条例第百三十六條において準用する条例第百二十一條第一項の」と、第百十九條第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第百三十一條」と読み替えるものとする。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百三十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、当該利用者の病状並びに心身の状況及び希望に応じ、それぞれの役割を持って行うように適切に支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、条例第百三十八條第一項及び前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百三十三条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、利用者が条例第百三十一條に規定する共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百三十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的にこれら活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百三十五条 第二百二十一条から第二百二十四条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第百三十六条 条例第百四十一條第一項の規定による回項に規定する介護予防特定施設従業者（以下この節において単に「介護予防特定施設従業者」という。）の配置は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、条例第百四十條第一項に規定する利用者（以下この節において単に「利用者」と

いう。)の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

二 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 看護職員及び介護職員の総数が、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上及び同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十人又は十人に満たない端数を増すごとに一人以上となるように置くこと。

(二) 置くべき看護職員の員数は、次のとおりとすること。

(1) 利用者の数が三十人を超えない条例第百四十条第一項に規定する指定介護予防特定施設(以下この節において単に「指定介護予防特定施設」という。)にあつては、常勤換算方法で、一人以上

(2) 利用者の数が三十人を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一人に利用者の数が三十人を超えて五十人又五十人に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(三) 常に一人以上の条例第百四十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護(以下単に「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、夜間及び深夜の時間帯にあつては、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一人以上置くこと。

四 計画作成担当者 一人以上置くこと(利用者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)

2 条例第百四十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(以下単に「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)が指定居宅サービス等基準条例第百四十七条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者(以下単に「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び同条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護(以下単に「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の配置は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の総数(以下この条において「総利用者数」という。)が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

二 看護職員又は介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 看護職員又は介護職員の総数が、常勤換算方法で、利用者及び居宅サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上並びに利用者のうち同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十人又は十人に満たない端数を増すごとに一人以上となるように置くこと。

(二) 置くべき看護職員の員数は、次のとおりとすること。

(1) 総利用者数が三十人を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一人以上

(2) 総利用者数が三十人を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一人に総利用者数が三十人を超えて五十人又五十人に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(三) 常に一人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の夜間及び深夜の時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一人以上置くこと。

四 計画作成担当者 一人以上置くこと(総利用者数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)

3 前二項の利用者の数、居宅サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。

5 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、指定介護予防特定施設サービス計画(法第八条の二第十一項の計画をいう。以下同じ。)(第二項の場合にあつては、指定介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画(法第八条第十一項の計画をいう。以下同じ。))をいう。)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合には、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。

6 第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上及び介護職員のうち一人以上は常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員又は介護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(設備)

第百三十七条 条例第百四十二条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおであること。
- 2 条例第百四十二条第三項第六号の規則で定める設備は、便所とする。
- 3 条例第百四十二条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 介護居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の介護居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (二) 利用者の私生活を尊重し、介護を行うことができる適当な広さを有すること。
 - (三) 地階に設けないこと。
 - (四) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - 二 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。
 - 三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - 四 食堂 機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
 - 五 機能訓練室 機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
 - 六 便所 介護居室のある階ごとに設けるとともに、非常用設備を設けること。
- 4 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することができる構造を有するものでなければならない。
- 5 条例第百四十二条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和三十二年法律第八十六号)の定めるところによる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百三十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認その他の適切な手続をあらかじめ条例第百四十四条第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

2 第三条の規定は、条例第百四十四条第一項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供)

第百三十九条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等により、入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第百四十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、条例第百四十六条第一項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村(法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に提出しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第百四十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第百四十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第百四十七条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担と認められるもの

3 前項の場合において、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(勤務体制の確保等)

第百四十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるように、従業員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業員によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第百四十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(地域との連携等)

第百四十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関し、相談及び援助を行う市町村等の事業その他の市町村等が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(記録の整備)

第百四十六条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

一 介護予防特定施設サービス計画

二 条例第百四十八条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 第百四十条に規定する書類

四 第百四十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

五 第百四十三条第三項の規定による結果等の記録

六 次条において適用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録

七 次条において適用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

八 次条において適用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(準用)

第百四十七条 第五条、第六条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第三十六条及び第六十七条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第百四十九条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業員」と、第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十一条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九

条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第四百四十四条から第四百五十条まで、第四百五十一条において準用する条例第十五条、第十六条、第二十九条及び第七十四条、第四百五十二条並びに第四百五十三条の規定並びに第三百三十八条から第四百四十六条まで、第四百四十七条において準用する第五条、第六条、第十四条、第十五条、第二十條から第二十六条まで及び第六十七条、第四百四十八条から第四百五十三条まで並びに第四百五十四条において準用する第九十九条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の方針)

第四百四十八条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するように適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的な提供の方針等)

第四百四十九条 介護予防特定施設従業者の行う指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等を通じ利用者が現に抱える問題を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように当該利用者を支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

二 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるように必要な支援を行うこと。

三 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

2 計画策定担当者の介護予防特定施設サービス計画の作成の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、計画作成担当者が原案を作成すること。

二 介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。

三 介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。

3 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスを提供する期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。

4 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防特定施設サービス計画の変更を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第四百五十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第四百五十三条第一項及び前二項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第四百五十一条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意するとともに、健康保持のための措置を適切に講じなければならない。

(相談及び支援)

第四百五十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の

的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第百五十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(準用)

第百五十四条 第九十九条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準(従業者)

第百五十五条 条例第百五十五条第一項の規定による同項に規定する介護予防特定施設従業者(以下この節において単に「介護予防特定施設従業者」という。)の配置は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、条例第百五十四条第一項に規定する利用者(以下この節において単に「利用者」という。)の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 三 計画作成担当者 一人以上置くこと(利用者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)
- 2 条例第百五十四条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(以下単に「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)が指定居宅サービス等基準条例第百六十条第二項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(以下単に「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、条例第百五十四条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(以下単に「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業及び指定居宅サービス等基準条例第百六十条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(以下単に「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の配置は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の総数(以下この条において「総利用者数」という。)が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が十人又は十人に満たない端数を増すごとに一人以上及び利用者 の数が三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 三 計画作成担当者 一人以上置くこと(総利用者数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)
- 3 前二項の利用者の数、居宅サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一人以上の条例第百五十四条第一項に規定する指定介護予防特定施設(以下この節において単に「指定介護予防特定施設」という。)の従業者(介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、夜間及び深夜の時間帯にあつては、この限りでない。
- 5 第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者及び居宅サービスの利用者の処遇に支障がない場合には、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。
- 6 第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者及び居宅サービスの利用者の処遇に支障がない場合には、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。

(設備)

第百五十六条 条例第百五十七条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。

- 2 条例第百五十七条第三項の規則で定める設備は、便所及び食堂とする。
- 3 条例第百五十七条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (二) 利用者の私生活を尊重し、介護を行うことができる適当な広さを有すること。
 - (三) 地階に設けないこと。
 - (四) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - (五) 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - 三 便所 居室のある階ごとに設けるとともに、非常用設備を設けること。
 - 四 食堂 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。
 - (二) 一の居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、設けないことができること。

4 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することができる空間及び構造を有するものでなければならない。

5 条例第百五十七条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第百五十七条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該他の居室に移る際の当該利用者の意思の確認その他の適切な手続をあらかじめ条例第百五十八条第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。

2 第三条の規定は、条例第百五十八条第一項の規定による文書の交付について準用する。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第百五十八条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第百五十四条第一項に規定する受託介護予防サービス(以下単に「受託介護予防サービス」という。)の提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、条例第百五十八条第一項に規定する受託介護予防サービス事業所(以下単に「受託介護予防サービス事業所」という。)ごとに文書により行う方法でなければならない。

2 条例第百五十四条第一項に規定する受託介護予防サービス事業者(以下単に「受託介護予防サービス事業者」という。)は、指定介護予防サービス事業者(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。)又は指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。)でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、条例第百六十四条に規定する指定介護予防福祉用具貸与(以下単に「指定介護予防福祉用具貸与」という。)及び指定介護予防認知症対応型通所介護(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらのサービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第一項に規定する方法により、これらのサービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況

について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第五十九条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 条例第百六十一条において準用する条例第百四十八条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 三 条例第百六十二条第二項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
- 四 前条第八項の規定による結果等の記録
- 五 次条において準用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 次条において準用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 七 次条において準用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 八 次条において準用する第百四十条に規定する書類
- 九 次条において準用する第百四十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 十 次条において準用する第百四十三条第三項の規定による結果等の記録

(準用)

第六十条 第五条、第六条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第三十六条、第六十七条、第百三十九条から第百四十五条まで、第百四十八条、第百四十九条、第百五十二条及び第百五十三条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「第百五十九条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第二十五条第一項、第百四十条、第百四十二条第二項中「条例」とあるのは「条例第百六十一条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第百五十八条から第百六十条まで、第百六十一条において準用する条例第十五条、第十六条、第二十九条、第七十四条及び第百四十五条から第百四十八条まで並びに第百六十二条の規定並びに第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十条において準用する第五条、第六条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第六十七条、第百三十九条から第百四十五条まで、第百四十八条、第百四十九条、第百五十二条及び第百五十三条」と、第百四十一条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「条例第百五十四条第一項に規定する基本サービス(以下単に「基本サービス」という。)を」と、第百四十三条第一項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第百四十九条第二項第一号及び第二項中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第六十一条 条例第百六十五条第一項の規定による福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二人以上となるように行わなければならない。

(設備及び備品)

第六十二条 条例第百六十七条第一項の規定による設備及び器材の設置は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に並び、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 福祉用具(法第八条の二第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の保管のために必要な設備 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 清潔であること。
 - (二) 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- 二 福祉用具の消毒のために必要な器材 条例第百六十五条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者(以下単に「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(利用料等の受領)

第百六十三条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、条例第百六十八条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
- 二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 前項の場合において、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(適切な研修の機会の確保)

第百六十四条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第百六十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるように、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第百六十六条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、条例第百六十五条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下単に「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）の設備、器材及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第百六十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、条例第百六十九条各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第百六十八条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第百六十六条第四項の規定による結果等の記録
- 二 次条において準用する第十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 三 次条において準用する第十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第二十三条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 五 次条において準用する第二十五条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 六 第七十二条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(準用)

第百六十九条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第二十一条から第二十六条まで、第三十六条並びに第

六十六条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例」と、第四条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第八条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあり、第六十六条第一項中「指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）」とあり、及び同条第二項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十四条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「第百六十八条から第百七十条まで、第百七十一条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第百七十二条の規定並びに第百六十三条から第百六十八条まで、第百六十九条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第二十一条から第二十六条まで、第六十六条第一項及び第二項並びに第百七十条から第百七十二条まで」と、第六十六条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の提供の方針)

第百七十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的な提供の方針)

第百七十一条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議への参加その他の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるように、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じ福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じ利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第百七十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画（以下単に「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、条例第七十五条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売（以下単に「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の利用があるときは、第百八十三条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づきサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ介護予防福祉用具貸与計画の変更を行わなければならない。
- 8 第一項から第六項までの規定は、前項の介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第二節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者)

第七十三條 条例第七十三條第一項の規定による福祉用具専門相談員の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二人以上となるように行わなければならない。

(準用)

第七十四條 第三条から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十四條、第十五條、第二十一條から第二十六條まで、第三十六條、第六十六條第一項及び第二項、第六十二條から第六十八條まで並びに第七十條から第七十二條までの規定は、条例第七十三條第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項、第二十五條第一項及び第六十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第七十四條において準用する条例」と、第四條中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目と、第八條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一條中「訪問介護員等」とあり、第六十六條第一項中「指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）」とあり、及び同條第二項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二條第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三條第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあり、及び第六十三條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「条例第七十三條第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第三十六條中「第二十八條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條及び第十六條並びに第三十四條の規定並びに前條、次條、第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十五條及び第十八條から第二十六條まで、第三十九條並びに第四十條」とあるのは「第七十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條、第十六條、第六十九條、第七十條及び第七十二條の規定並びに第七十四條において準用する第三條から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十四條、第十五條、第二十一條から第二十六條まで、第六十六條第一項及び第二項、第六十二條から第六十八條まで並びに第七十條から第七十二條まで」と、第六十六條第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第六十二條中「条例第六十七條第一項」とあるのは「条例第七十四條において準用する条例第六十七條第一項」と、第六十三條第二項中「条例第六十八條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第六十八條第一号中「第六十六條第四項」とあるのは「第七十四條において準用する第六十六條第四項」と、同條第二号から第五号までの規定中「次條」とあるのは「第七十四條」と読み替えるものとする。

第十三章 特定介護予防福祉用具販売

(従業者)

第七十五條 条例第七十六條第一項の規定による福祉用具専門相談員の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二人以上となるように行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第七十六條 条例第七十六條第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者（以下単に「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対し提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第七十七條 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、条例第七十九條第一項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- 一 特定介護予防福祉用具（法第八條の二第十三項に規定する厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 2 前項の場合において、指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
(保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第七十八條 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額（法第五十六條第三項の現に当該指定特定介護予防福祉用具販売の購入に要した費用の額をいう。以下同じ。）の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

- 一 条例第七十六條第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- 二 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称並びに販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 三 領収書
- 四 当該指定特定介護予防福祉用具の目録その他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要
（記録の整備）

第七十九條 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供の終了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第七十六條の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 二 次条において適用する第十五條の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 次条において適用する第二十三條第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 四 次条において適用する第二十五條第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
- 五 第八十三條第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画
（準用）

第八十條 第三條から第八條まで、第十條、第十一條、第十五條、第十九條、第二十一條から第二十六條まで、第三十六條、第六十六條第一項及び第二項、第六十四條、第六十五條並びに第六十七條の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について適用する。この場合において、第三條第一項及び第二十五條第一項中「条例」とあるのは「条例第八十一條において適用する条例」と、第四條中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第八條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一條及び第十九條第一項中「訪問介護員等」とあり、第六十六條第一項中「指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）」とあり、並びに同條第二項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六條中「第二十八條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條において適用する条例第七條から第九條まで、第十五條及び第十六條並びに第三十四條の規定並びに前条、次条、第三十八條において適用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十五條及び第十八條から第二十六條まで、第三十九條並びに第四十條」とあるのは「第七十九條、第八十條、第八十一條において適用する条例第七條から第九條まで、第十五條、第十六條及び第六十九條並びに第八十二條の規定並びに第七十六條から第七十九條まで、第八十條において適用する第三條から第八條まで、第十條、第十一條、第十五條、第十九條、第二十一條から第二十六條まで、第六十六條第一項及び第二項、第六十四條、第六十五條並びに第六十七條並びに第八十一條から第八十三條まで」と、第六十六條第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第六十四條及び第六十五條（見出しを含む。）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第六十七條第一項中「条例第六十九條各号」とあるのは「条例第八十一條において読み替えて適用する条例第六十九條各号」と読み替えるものとする。

（指定特定介護予防福祉用具販売の提供の方針）

第八十一條 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な提供の方針）

第八十二條 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるように、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。
- 二 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じ特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じ利用者実際に当該指定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

五 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第百八十三条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画(以下単に「特定介護予防福祉用具販売計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該指定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(記録の整備に関する経過措置)

2 この規則の施行の日前に提供を終了した法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス(以下単に「指定介護予防サービス」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに関する記録に係る第二十七条(第三十三条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第四十二条において準用する場合を含む。)、第四十七条、第五十三条、第五十九条、第六十八条(第七十六条において準用する場合を含む。)、第八十一条、第九十三条(第六十条及び第百四条において準用する場合を含む。)、第百九条(第百三十一条において準用する場合を含む。)、第百四十六条、第百五十九号、第百六十八号(第百七十四号において準用する場合を含む。)及び第百七十九号の規定の適用については、これらの規定中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準に関する経過措置)

3 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年秋田県規則第三十二号)附則第三項の規定の適用を受けている指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所において指定居宅サービス等基準条例第百一条に規定する指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者(同条に規定する指定短期入所生活介護の事業を行う者をいう。)が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同条に規定する指定短期入所生活介護の事業と条例第九十条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における当該事業所については、第八十八条第四項第一号(一)及び(二)、第二号(一)並びに第六項の規定は、適用しない。

(指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準に関する経過措置)

4 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の同条に規定する旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室の基準は、第百十六條第一項第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 食堂の床面積は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上とすること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第三条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第百十六條第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第六條の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第百十六條第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、改

正省令附則第二十一条の規定の適用を受けているものについては、第百十六条第一項第三号の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

8 改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室の基準は、第百十六条第一項第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 食堂の床面積は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき二平方メートル以上とすること。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第四条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第百十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、改正省令附則第七条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、第百十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

（一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する経過措置）

11 条例附則第四項ただし書の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 調理室
- 二 洗濯室又は洗濯場
- 三 汚物処理室
- 四 介護材料室

12 条例附則第五項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（以下単に「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）の勤務体制の確保等は、条例附則第三項に規定するユニット部分（附則第十六項及び第十七項において単に「ユニット部分」という。）にあつては第百五条に、それ以外の部分にあつては第九十四条において準用する第六十六条に定めるところによる。

13 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第三十六条、第六十七条、第八十九条、第九十条、第九十二条及び第九十三条の規定は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。）第百六十五条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「附則第七項各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第二十五条第一項、第八十九条及び第九十三条第一号中「条例」とあるのは「条例附則第十二項において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「附則第六項から第十項まで並びに第十二項において準用する条例第八条、第九条、第十五条、第十六条、第七十四条、第九十五条、第九十七条、第九十八条、第一百一条及び第一百三条の規定並びに附則第十二項、第十三項において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条から第二十六条まで、第六十七条、第八十九条、第九十条、第九十二条及び第九十三条、第十四項、第十五項並びに第十六項において準用する第九十五条、第九十六条第一項及び第九十九条から第一百一条まで」と、第九十三条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「附則第十三項」と読み替えるものとする。

14 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第百八条に、それ以外の部分にあつては第九十八条に定めるところによる。

15 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第百九条に、それ以外の部分にあつては第百二条に定めるところによる。

16 第九十五条、第九十六条、第九十九条から第一百一条までの規定は、指定介護予防サービス等旧基準第百六十五条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

（一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する経過措置）

- 17 条例附則第十六項ただし書の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 一 診察室
 - 二 機能訓練室
 - 三 浴室
 - 四 サービス・ステーション
 - 五 調理室
 - 六 洗濯室又は洗濯場
 - 七 汚物処理室
- 18 条例附則第十七項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（以下単に「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）の勤務体制の確保等は、条例附則第十五項に規定するユニット部分（附則第二十一項及び第二十二項において単に「ユニット部分」という。）にあつては第百三十条に、それ以外の部分にあつては第百二十条において準用する第六十六条に定めるところによる。
- 19 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十二条から第二十六条まで、第三十六条、第八十条、第八十九条、第九十条第二項、第九十二条、第百十七条及び第百十九条の規定は、指定介護予防サービス等旧基準第二百十六条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十条中「第十四条各号」とあるのは「附則第十九項各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第二十五条第一項、第八十九条及び第百十九条第一号中「条例」とあるのは「条例附則第二十三項において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条及び第十六条並びに第三十四条の規定並びに前条、次条、第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十六条まで、第三十九条並びに第四十条」とあるのは「附則第十八項から第二十二項まで並びに第二十三項において準用する条例第八条、第九条、第十五条、第十六条、第七十四条、第九十五条、第百二十四条、第百二十七条及び第百二十九条の規定並びに附則第十八項、第十九項において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十二条から第二十六条まで、第八十条、第八十九条、第九十条第二項、第九十二条、第百十七条及び第百十九条、第二十項から第二十二項まで並びに第二十三項において準用する第百二十一条、第百二十三条及び第百二十四条」と、第百十九条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「附則第十九項」と読み替えるものとする。
- 20 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。）の具体的な提供の方針は、第百二十二条に定めるところによる。
- 21 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第百三十三条に、それ以外の部分にあつては第百二十六条に定めるところによる。
- 22 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第百三十四条に、それ以外の部分にあつては第百二十七条に定めるところによる。
- 23 第百二十一条、第百二十三条及び第百二十四条の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第三十四号

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 人員、設備及び運営に関する基準（第二条―第三十五条）
- 第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（第三十六条―第四十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第二条 条例第二条第一項に規定する指定介護老人福祉施設（以下単に「指定介護老人福祉施設」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数
 - 二 生活相談員 入所者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上
 - 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） 次に掲げる員数
 - (一) 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上
 - (二) 看護職員の員数は、次のとおりとすること。
 - (1) 入所者の数が三十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、一人以上
 - (2) 入所者の数が三十人を超えて五十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、二人以上
 - (3) 入所者の数が五十人を超えて百三十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三人以上
 - (4) 入所者の数が百三十人を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三人に、入所者の数が百三十人を超えて五十人又は五十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
 - 四 栄養士 一人以上
 - 五 機能訓練指導員 一人以上
 - 六 介護支援専門員 一人以上（入所者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）
- 2 前項第二号、第三号及び第六号の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項第三号の「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務する時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設及び条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設（以下単に「ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）であつて、その全部において条例第十九条第一項に規定するユニット（以下単に「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われるものをいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第四十二条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 第一項第二号の生活相談員は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 8 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の員数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。）の本体施設である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(設備)

第三条 条例第四条第一項第七号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 洗面設備
- 二 便所
- 三 介護職員室
- 四 看護職員室
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設の運営上必要な設備

- 2 条例第四条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）の提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができる。
 - (二) 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - (三) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - 三 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積を三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - (二) 必要な備品を備えること。
 - 四 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
 - 五 医務室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
 - (二) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ臨床検査設備を設けること。
 - 六 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 居室のある階ごとに設けること。
 - (二) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - 七 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

- 3 条例第四条第一項及び第二項並びに前二項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。
 - 二 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
（内容及び手続の説明及び同意）

第四条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第五条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの
 - (一) 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (二) 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - 二 磁気ディスク、シール・デイジー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 指定介護老人福祉施設は、第一項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第一項各号に掲げる方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第五条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第六条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第七条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第八条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。

3 前項の規定による検討に当たつては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができることと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際し、居宅サービス計画(法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第九条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者または退所する者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十条 指定介護老人福祉施設は、条例第八条第一項に規定する法定代理受領サービス(以下単に「法定代理受領サービス」という。)に該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける同項に規定する利用料(以下単に「利用料」という。)の額と、同項に規定する施設サービス費用基準額(以下単に「施設サービス費用基準額」という。)との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、条例第八条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度

額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入所者が選定する特別な居室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 理美容代

五 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

4 指定介護老人福祉施設は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対し交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの提供の方針)

第十二条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十三条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるように努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対し十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、前項に規定する施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、第五項に規定する施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。

11 計画担当介護支援専門員は、第九項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的モニタリングの結果を記録すること。

12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(介護)

第十四条 指定介護老人福祉施設は、一週間に一回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、条例第十条第一項及び前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^{しゅご}を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第十七条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を待て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するように努めなければならない。

(機能訓練)

第十八条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第十九条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じ健康保持のための措置を適切に講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じ適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十一条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の専従)

第二十二条 条例第十一条ただし書の規則で定める施設は、本体施設が当該指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設とする。

(管理者の責務)

第二十三条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者に条例第五条から第十条まで及び第十三条から第十八条までの規定並びに第四条から第二十一条まで及び次条から第三十五条までの規定を遵守させる

ために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十四条 計画担当介護支援専門員は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対し情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 五 条例第九条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。
- 六 第三十一条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録を行うこと。
- 七 第三十三条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十五条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるように、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者にその結果の周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第二十七条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(揭示)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、条例第十三条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を取受してはならない。

(苦情への対応)

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

い。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第三十二条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関し相談及び援助を行う市町村等の事業その他の市町村等が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第三十三条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 1 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 1 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 2 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催すること。
 - 3 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 2 指定介護老人福祉施設は、条例第十七条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とこれ以外の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

- 1 施設サービス計画
- 1 条例第九条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 2 第九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 3 第二十一条の規定による市町村への通知に係る記録
- 4 第三十一条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 5 第三十三条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(設備)

第三十六条 条例第二十条第一項第四号の規則で定める設備は、ユニット型指定介護老人福祉施設の運営上必要な設備とする。

- 2 条例第二十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 1 ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
 - (一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十九条第一項に規定する共同生活室(以下単に「共同生活室」という。)に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの定員は、おおむね十人以下とすること。
 - (3) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (5) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。
 - (二) 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を設けること。
- (三) 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (四) 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
- 二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 医務室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- (二) 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 3 条例第二十条第一項及び第二項並びに前二項に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。**
- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅の拡張により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすることができる。
- 二 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (利用料等の受領)
- 第三十七条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2** ユニット型指定介護老人福祉施設は、条例第二十一条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
- 三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入居者が選定する特別な居室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 理美容代
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 3** 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。
- 4** ユニット型指定介護老人福祉施設は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- (指定介護福祉施設サービスの提供の方針)
- 第三十八条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (介護)
- 第三十九条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、条例第二十三条第一項及び第二項並びに前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するように努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるように、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定めるところにより従業者を配置しなければならない。
- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する者として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によつて指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第四十三条 第二条、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十四条まで及び第二十六条から第三十五条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項、第二十二條並びに第三十三條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、第二十三條中「第五条から第十条まで及び第十三條から第十八條までの規定並びに第四条から第二十一条まで及び次條から第三十五條まで」とあるのは「第二十一条から第二十五條まで並びに第二十六条において準用する条例第五条から第七條まで及び第十五條から第十八條までの規定並びに第三十七條から第四十二條まで並びに第四十三條において準用する第四条から第九條まで、第十一条、第十三條、第十六条、第十八條から第二十一条まで、次條及び第二十六條から第三十五條まで」と、第二十四條中「第十三條」とあるのは「第四十三條において準用する第十三條」と、同條第五号及び第三十五條第二号中「条例第九條第四項」とあるのは「条例第二十二條第六項」と、第二

第十四条第六号及び第三十五条第五号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十一条第二項」と、第二十四条第七号及び第三十五条第六号中「第三十二条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十二条第二項」と、第二十八条中「第十三条各号」とあるのは「第二十四条各号」と、第三十五条第三号中「第九条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第九条第二項」と、同条第四号中「第二十一条」とあるのは「第四十三条において準用する第二十一条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十二年四月一日前に設置された特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、この規則の施行の際現に指定介護老人福祉施設の用に供されているものについての第三条第二項第一号(一)の規定の適用については、同号(一)中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。
- 3 平成十二年四月一日前に設置された特別養護老人ホームの建物であつて、この規則の施行の際に現に指定介護老人福祉施設の用に供されているものについては、第三条第二項第三号(一)(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床(医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床(医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第三条第二項第三号(一)の規定にかかわらず、当該転換に係る食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の床面積を、当該転換に係る機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の床面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 5 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第二項第三号(一)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの基準を満たさなければならない。
- 一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 二 食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の床面積を有し、機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の床面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 6 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定介護老人福祉施設又はユニット型指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第三項第一号及び第三十六条第三項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とすることができる。
- 7 当分の間、第十条第二項第一号及び第二号並びに第三十七条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、第十条第二項第一号中「食費の基準費用額(同条第四項)」とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(介護保険法施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。))にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額(法第五十一条の三第四項)」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負

負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額)」と、第十条第二項第二号及び第三十七条第二項第二号中「居住費の基準費用額(同条第四項)とあるのは「居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額)(法第五十一条の三第四項)と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額)」と、第三十七条第二項第一号中「食費の基準費用額(同条第四項)とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額)(法第五十一条の三第四項)と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額)」とする。

8 この規則の施行の日前に指定介護老人福祉施設又はユニット型指定介護老人福祉施設を退所した者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する記録に係る第三十五条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。

9 条例附則第三項に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設(以下単に「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)の食事は、条例附則第四項に規定するユニット部分(以下単に「ユニット部分」という。)にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第十五条に定めるところによる。

10 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第十七条に定めるところによる。

11 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

12 第二条、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十四条まで及び第二十六条から第三十五条までの規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項、第二十二條並びに第三十三條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例附則第十一項において準用する条例」と、第二十三條中「第五条から第十条まで及び第十三條から第十八條までの規定並びに第四条から第二十一條まで及び次条から第三十五條まで」とあるのは「附則第六項から第十項まで並びに第十一項において準用する条例第五条から第七條まで及び第十五條から第十八條までの規定並びに附則第九項から第十一項まで並びに第十二項において準用する第四条から第九條まで、第十一条、第十三條、第十六条、第十八條から第二十一條まで、次条及び第二十六條から第三十五條まで」と、第二十四條中「第十三條」とあるのは「附則第十二項において準用する第十三條」と、同条第五号及び第三十五條第二号中「条例第九條第四項」とあるのは「条例第九條第四項及び第二十二條第六項」と、第二十四條第六号及び第三十五條第五号中「第三十一條第二項」とあるのは「附則第十二項において準用する第三十一條第二項」と、第二十四條第七号及び第三十五條第六号中「第三十三條第二項」とあるのは「附則第十二項において準用する第三十三條第二項」と、第二十八條中「第十三條各号」とあるのは「附則第九項各号」と、第三十五條第三号中「第九條第二項」とあるのは「附則第十二項において準用する第九條第二項」と、同条第四号中「第二十一條」とあるのは「附則第十二項において準用する第二十一條」と読み替えるものとする。

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第三十五号

秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(第二条―第三十五条)

第三章 ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(第三十六条―第四十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(従業者)

第二条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)

第九十七条第二項の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 薬剤師 条例第二条第一項に規定する介護老人保健施設(以下単に「介護老人保健施設」という。)の実情に

した適當数

- 一 介護職員 看護師及び准看護師との合計数が、常勤換算方法で、入所者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上（介護職員の員数は、介護職員並びに看護師及び准看護師の合計数の七分の五程度を標準とする。）
- 二 支援相談員 一人以上（入所者の数が百人を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一人に加え、常勤換算方法で、百人を超える部分の数を百で除して得た数以上）
- 三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上
- 四 栄養士 入所定員百人以上の介護老人保健施設にあつては、一人以上
- 五 介護支援専門員 一人以上（入所者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）
- 六 調理員、事務員その他の介護老人保健施設の業務を行うために必要な従業者 当該介護老人保健施設の実情に応じた適當数

した適當数

- 2 前項第二号から第四号まで及び第六号の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項第二号及び第四号の「常勤換算方法」とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務する時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設及び条例第二十条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設（以下単に「ユニット型介護老人保健施設」という。）を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。
- 6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（入所定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下単に「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とするものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該各号に定める従業者を置かないことができる。
 - 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員
 - 二 病院 病床数百以上の病院にあつては栄養士、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十一号）第二条第一項に規定する指定介護療養型医療施設（以下単に「指定介護療養型医療施設」という。）にあつては介護支援専門員
- 7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
 - 一 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - 二 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適當数を置くこと。

（施設）

第三条 条例第四条第一項第五号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 レクリエーション・ルーム
 - 二 洗面所
 - 三 便所
 - 四 サービス・ステーション
 - 五 洗濯室又は洗濯場
 - 六 汚物処理室
- 2 条例第四条第一項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の

場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、同条第一項第一号から第四号まで及び前項各号に掲げる施設を設けないことができる。

3 条例第四条第一項第一号から第三号まで及び第一項第一号から第三号までに掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- 一 談話室は、入所者同士又は入所者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有すること。
- 二 食堂は、二平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の床面積を有すること。
- 三 浴室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (二) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 四 レクリエーション・ルームは、レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な備品を備えること。
- 五 洗面所は、療養室のある階ごとに設けること。
- 六 便所は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 療養室のある階ごとに設けること。
 - (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (三) 常夜灯を設けること。
 (構造設備の基準)

第四条 条例第五条第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下「療養室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けないこと。
 - 二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。
 - (一) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第十六条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (二) 条例第十六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第五条第一項第二号の規則で定める介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 療養室等が二階以上の階にある介護老人保健施設には、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
 - 二 療養室等が三階以上の階にある介護老人保健施設には、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 三 階段には、手すりを設けること。
- 四 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - (一) 幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。
 - (二) 手すりを設けること。
 - (三) 常夜灯を設けること。
- 五 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。
- 六 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

3 条例第五条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。
 (内容及び手続の説明及び同意)

第五条 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第六条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの

- (一) 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通して送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (二) 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 一 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 介護老人保健施設は、第一項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - 一 第一項各号に掲げる方法のうち介護老人保健施設が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)
- 第六条** 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)
- 第七条** 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。
 - 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)
- 第八条** 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。
 - 2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。

(入退所)
- 第九条** 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。
 - 2 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討し、その内容その他必要な事項を記録しなければならない。
 - 3 前項の規定による検討に当たつては、医師、薬剤師、看護師、准看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
 - 4 介護老人保健施設は、入所者の退所に際し、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画(法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)
- 第十条** 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。
 - 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十一条 介護老人保健施設は、条例第九条第一項に規定する法定代理受領サービス（以下単に「法定代理受領サービス」という。）に該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける回項に規定する利用料（以下単に「利用料」という。）の額と、同項に規定する施設サービス費用基準額（以下単に「施設サービス費用基準額」という。）との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 介護老人保健施設は、条例第九条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入所者が選定する特別な療養室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 理美容代

五 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

4 介護老人保健施設は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第十二条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対し交付しなければならない。

（介護保健施設サービスの提供の方針）

第十三条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第十四条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるように努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対し十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び次に規定する医師の診療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、前項に規定する施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、第五項に規定する施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対し

て説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 第二項から第八項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、第九項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に入所者に面接すること。
 - 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が法第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
（医師の診療の方針）

第十五条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも高めることができるように適切な指導を行うこと。
- 三 常に入所者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らし適切に行うこと。
- 五 厚生労働大臣が定める療法等に定めるもののほか、特殊な療法又は新しい療法等を行わないこと。
- 六 厚生労働大臣が定める秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第百三十条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号）第百二十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。
（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第十六条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状から当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求めるとその他の診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる必要はない。
- 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第十七条 介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第十八条 介護老人保健施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備

しなければならない。

5 介護老人保健施設は、条例第十一条第一項及び前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 介護老人保健施設は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第十九条 介護老人保健施設は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の自立を支援し、当該入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることができるように努めなければならない。

(相談及び援助)

第二十条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十一条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うように努めるものとする。

2 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十二条 介護老人保健施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に通知しなければならない。

1 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。

2 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の専従)

第二十三条 条例第十二条ただし書の規則で定める施設は、同一敷地内にある他の施設等又は本体施設が当該介護老人保健施設であるサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型特定施設(法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設であつて、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。))であつて、本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。若しくは秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年秋田県規則第三十四号)第二条第十項に規定するサテライト型居住施設とする。

(管理者の責務)

第二十四条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者に条例第六条から第十一条まで及び第十四条から第十九条までの規定並びに第五条から第二十二條まで及び次条から第三十五條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十五条 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

1 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状態、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

2 入所者の心身の状態、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討し、その内容等の記録を行うこと。

3 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対し情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

4 第三十一条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録を行うこと。

5 第三十二条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十六条 介護老人保健施設は、入所者に対し適切な介護保健施設サービスを提供することができるように、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によつて介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十七条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努

め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者にその結果の周知徹底を図ること。
- 二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第二十八条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(揭示)

第二十九条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、条例第十四条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第三十一条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第三十二条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関し相談及び援助を行う市町村等の事業その他の市町村等が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第三十三条 条例第十八条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催すること。
- 四 従業者に対し、事故発生防止のための研修を定期的に行うこと。

2 介護老人保健施設は、条例第十八条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第三十四条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とこれ以外の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十五条 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 条例第十条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得

ない理由の記録

三 第九条第二項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容その他必要な事項の記録

四 第十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

五 第二十二條の規定による市町村への通知に係る記録

六 第三十一条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

七 第三十三條第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

第三章 ユニット型介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(施設)

第三十六条 条例第二十一条第一項第四号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 サービス・ステーション
- 二 洗濯室又は洗濯場
- 三 汚物処理室

2 条例第二十一条第一項及び前項の規定にかかわらず、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（サテライト型小規模介護老人保健施設であつて、その全部において条例第二十条第一項に規定するユニット（以下単に「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（医療機関併設型小規模介護老人保健施設であつて、その全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第二十一条第一項第一号から第三号まで及び前項各号に掲げる施設を設けないことができる。

3 条例第二十一条第一項第一号及び第二号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- 一 ユニットは、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
 - (一) 条例第二十条第一項に規定する共同生活室（以下単に「共同生活室」という。） 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (3) 必要な設備及び備品を設けること。
 - (二) 洗面所 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
 - (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (三) 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 療養室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
 - (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (3) 常夜灯を設けること。
- 二 浴室は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (二) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(構造設備の基準)

第三十七条 条例第二十二條第一項第一号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けないこと。
- 二 療養室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。
 - (一) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十八条において準用する条例第十六條に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めると。
 - (二) 条例第二十八条において準用する条例第十六條に規定する訓練については、同條に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 条例第二十二條第一項第二号の規則で定めるユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 療養室等が二階以上の階にあるユニット型介護老人保健施設には、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
 - 二 療養室等が三階以上の階にあるユニット型介護老人保健施設には、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三條第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - 三 階段には、手すりを設けること。
 - 四 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - (一) 幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅の拡張により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすることができる。
 - (二) 手すりを設けること。
 - (三) 常夜灯を設けること。
 - 五 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。
 - 六 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 3 条例第二十二條第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- (利用料等の受領)
- 第三十八條** ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 ユニット型介護老人保健施設は、条例第二十三條第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用(法第五十一條の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 居住に要する費用(法第五十一條の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - 三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入居者が選定する特別な療養室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 理美容代
 - 五 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等の指針によるものとする。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- (介護保健施設サービスの提供の方針)
- 第三十九條** ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- (看護及び医学的管理の下における介護)

第四十条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、条例第二十五条第一項及び第二項並びに前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好^{しよ}を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四十二条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好^{しよ}に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第四十三条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し適切な介護保健施設サービスを提供することができるように、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定めるところにより従業者を配置しなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護師若しくは准看護師を夜間及び深夜の勤務に従事する者として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第四十四条 第二条、第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで及び第二十七條から第三十五条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項、第二十三條並びに第三十三條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十八條において準用する条例」と、第二十四條中「第六條から第十一條まで及び第十四條から第十九條までの規定並びに第五条から第二十二條まで及び次條から第三十五條まで」とあるのは「第二十三條から第二十七條まで並びに第二十八條において準用する条例第六條から第八條まで及び第十六條から第十九條までの規定並びに第三十八條から第四十三條まで並びに第四十四條において準用する第五条から第十條まで、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十条、第二十二條、次條及び第二十七條から第三十五條まで」と、第二十五條中「第十四條」とあるのは「第四十四條において準用する第十四條」と、同條第四号及び第三十五條第六号中「第三十一條第二項」とあるのは「第四十四條において準用する第三十一條第二項」と、第二十五條第五号及び第三十五條第七号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十四條において準用する第三十三條第二項」と、第二十九條中「第十四條各号」とあるのは「第二十六條各号」と、第三十五條第二号中「第十條第四項」とあるのは「第二十四條第六項」と、第三十五條第三号中「第九條第

二項」とあるのは「第四十四条において準用する第九条第二項」と、第三十五条第四号中「第十条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第十条第二項」と、第三十五条第五号中「第二十二条」とあるのは「第四十四条において準用する第二十二条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 みなし介護老人保健施設（介護老人保健施設であつて、その開設者が介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第八条第一項の規定により当該介護老人保健施設について法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるものをいう。以下同じ。）であつて、平成四年九月三十日以前に老人保健施設（介護保険法施行法第二百二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）として開設されたもの（この規則の施行の際現に介護老人保健施設の用に供されているものに限る。）についての第三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。
- 3 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第五十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る食堂についての第三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。
- 4 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床の転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る食堂については、第三条第三項第二号の規定にかかわらず、食事の提供に支障がない広さを有するものとし、機能訓練室との合計した面積を二平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上としなければならない。
- 5 平成十七年十月一日前に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けた介護老人保健施設であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第四百二十九号）による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第五章（第四十一条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすもの（この規則の施行の際現に介護老人保健施設の用に供されているものに限る。）についての第三十六条第三項第一号(一)(2)の規定の適用については、同号(一)(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 6 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第四条第二項第一号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は主要構造部が不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。
- 7 みなし介護老人保健施設であつて、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）第一条第一号の規定による廃止前の老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和六十三年厚生省令第一号）附則第二条第一項の規定の適用を受け平成十二年四月一日前に老人保健施設として開設していたもの（この規則の施行の際現に介護老人保健施設の用に供されているものに限る。）については、第

四 条第二項第四号(一)の規定は、適用しない。

- 8 平成十八年四月一日において現に存した療養病床若しくは一般病床を有する病院又は診療所の開設者が、この規則の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床若しくは一般病床の転換(当該病院又は診療所の療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行つてサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る廊下についての第四条第二項第四号(一)の規定の適用については、当分の間、同号(一)中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 9 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の転換を行つて介護老人保健施設又はユニット型介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第二項第四号(一)及び第三十七条第二項第四号(一)の規定にかかわらず、その幅を一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とすることができる。
- 10 この規則の施行の日前に介護老人保健施設又はユニット型介護老人保健施設を退所した者に対する介護保健施設サービスの提供に関する記録に係る第三十五条(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。
(一部ユニット型介護老人保健施設に関する経過措置)
- 11 条例附則第五項ただし書の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- 一 サービス・ステーション
 - 二 洗濯室又は洗濯場
 - 三 汚物処理室
- 12 条例附則第三項に規定する一部ユニット型介護老人保健施設(以下単に「一部ユニット型介護老人保健施設」という。)の食事は、条例附則第四項に規定するユニット部分(以下単に「ユニット部分」という。)にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第十九条に定めるところによる。
- 13 一部ユニット型介護老人保健施設のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第二十一条に定めるところによる。
- 14 一部ユニット型介護老人保健施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第二十六条に定めるところによる。
- 15 第二条、第五条から第十条まで、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十條、第二十二條から第二十五条まで及び第二十七条から第三十五条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項、第二十三條並びに第三十三條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例附則第十一項において準用する条例」と、第二十四條中「第六条から第十一条まで及び第十四條から第十九條までの規定並びに第五条から第二十二條まで及び次條から第三十五條まで」とあるのは「附則第六項から第十項まで並びに第十一項において準用する条例第六条から第八條まで及び第十六條から第十九條までの規定並びに附則第十二項から第十四項まで並びに第十五項において準用する第五条から第十條まで、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十條、第二十二條、次條及び第二十七條から第三十五條まで」と、第二十五條中「第十四條」とあるのは「附則第十五項において準用する第十四條」と、同條第四号及び第三十五條第六号中「第三十一條第二項」とあるのは「附則第十五項において準用する第三十一條第二項」と、第二十五條第五号及び第三十五條第七号中「第三十三條第二項」とあるのは「附則第十五項において準用する第三十三條第二項」と、第二十九條中「第十四條各号」とあるのは「附則第九項各号」と、第三十五條第二号中「第十條第四項」とあるのは「第十條第四項及び第二十四條第六項」と、第三十五條第三号中「第九條第二項」とあるのは「附則第十五項において準用する第九條第二項」と、第三十五條第四号中「第十條第二項」とあるのは「附則第十五項において準用する第十條第二項」と、第三十五條第五号中「第二十二條」とあるのは「附則第十五項において準用する第二十二條」と読み替えるものとする。

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第三十六号

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 人員、設備及び運営に関する基準(第二条―第三十一条)
- 第三章 ユニット型指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(第三十二条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者)

第二条 条例第二条第一項に規定する指定介護療養型医療施設(以下単に「指定介護療養型医療施設」という。)(療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。))を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる員数以上
 - 二 療養病床に係る病室によつて構成される病棟(療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。)に置くべき看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)及び介護職員 それぞれ常勤換算方法(当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務する時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、療養病床に係る病棟における条例第二条第二項に規定する入院患者(以下単に「入院患者」という。)の数が六人又は六人に満たない端数を増すごとに一人以上
 - 三 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
 - 四 介護支援専門員 一人以上(療養病床に係る病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))における入院患者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)
- 2** 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 医師 常勤換算方法で、一人以上
 - 二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 それぞれ常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六人又は六人に満たない端数を増すごとに一人以上
 - 三 介護支援専門員 一人以上
- 3** 指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。))を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院として必要とされる員数以上
 - 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上
 - (二) 老人性認知症疾患療養病棟(一)の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四人又は四人に満たない端数を増すごとに一人以上
 - 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六人又は六人に満たない端数を増すごとに一人以上
 - 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一人以上
 - 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士その他の入院患者の精神保健福祉に係る相談援助を主に担当する従業者 一人以上
 - 六 介護支援専門員 一人以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))に係る病室における入院患者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。)
- 4** 第一項第四号、第二項第二号並びに前項第二号、第三号及び第六号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5** 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第四号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))に係る病室における入院患者の数が及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))に係る病室における入院患者の数の合計数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人とする。

- 6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設及び条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設（以下単に「ユニット型指定介護療養型医療施設」という。）を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 7 第一項第四号、第三項第六号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合には、当該指定介護療養型医療施設の他の職務に従事することができる。
- 8 第三項第一号の医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を担当する医師としなければならない。
- 9 第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士その他の入院患者の精神保健福祉に係る相談援助を主に担当する従業者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

（設備）

第三条 条例第四条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 病室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
 - (二) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。
- 二 機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）にあつては、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - (二) 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - (三) 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）にあつては、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
- 三 談話室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所であるものに限る。）にあつては、入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有すること。
 - (二) 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）にあつては、入院患者一人につき二平方メートル以上の床面積を有すること。
- 四 食堂 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 食堂の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき一平方メートル以上とすること。
 - (二) 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）にあつては、談話室を食堂として使用することができること。
- 五 浴室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院又は診療所であるものに限る。）にあつては、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (二) 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）にあつては、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。
- 2 条例第四条第一項及び前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 入院患者が使用する廊下であつて、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に病室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上（指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けるものに限る。）に限る。）の廊下にあつては、二・一メートル以上）とすること。
- 二 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。
- 三 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（内容及び手続の説明及び同意）

第四条 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第五条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの
 - (一) 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通して送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (二) 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に規定する方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 指定介護療養型医療施設は、第一項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 第一項各号に掲げる方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該患者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第五条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、患者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第六条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第七条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該患者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるように必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第八条 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十一項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、入院患者に対し、退院を指示しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の退院に際し、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画(法第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第九条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該入院又は退院する者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十条 指定介護療養型医療施設は、条例第八条第一項に規定する法定代理受領サービス（以下単に「法定代理受領サービス」という。）に該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける同項に規定する利用料（以下単に「利用料」という。）の額と、同項に規定する施設サービス費用基準額（以下単に「施設サービス費用基準額」という。）との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、条例第八条第一項及び前項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入院患者が選定する特別な病室及び食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 理美容代

五 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第一号から第三号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定める居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針によるものとする。

4 指定介護療養型医療施設は、第二項の規定による支払を受ける場合のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入院患者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十一条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入院患者に対し交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの提供の方針)

第十二条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十三条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるように努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対し十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び次条に規定する医師の診療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勧奨して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、前項に規定する施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見

を求めるものとする。

- 7 計画担当介護支援専門員は、第五項に規定する施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 第二項から第八項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、第九項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に入院患者に面接すること。
 - 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入院患者が法第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（医師の診療の方針）

第十四条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をも高めることができるように適切な指導を行うこと。
- 三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らし適切に行うこと。
- 五 厚生労働大臣が定める療法等に定めるもののほか、特殊な療法又は新しい療法等を行わないこと。
- 六 厚生労働大臣が定める秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第百三十条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所、秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十号）第二条第一項に規定する介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号）第百二十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方しないこと。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十六項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求めることその他の診療について適切な措置を講ずること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める指定介護療養型医療施設の医師の診療方針に係る基準によること。

（機能訓練）

第十五条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の機能の維持又は回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じ理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

- #### 第十六条 指定介護療養型医療施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきしななければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
 - 4 指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 5 指定介護療養型医療施設は、条例第十条第一項及び前各項に定めるもののほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、当該入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第十七条 指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の自立を支援し、当該入院患者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第十八条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うように努めるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(入院患者に関する市町村への通知)

第十九条 指定介護療養型医療施設は、入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に通知しなければならない。

- 一 指定介護療養施設サービスの利用が必要なくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- 二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 三 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第二十条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者に条例第五条から第十条まで及び第十三条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで及び次条から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十一条 計画担当介護支援専門員は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状態、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対し情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 三 第二十七条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録を行うこと。
- 四 第二十九条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第二十二条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるように、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によつて指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十三条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者にその結果の周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第二十四条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(掲示)

第二十五条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、条例第十三条各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると

認められる重要事項を掲示しなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第二十六条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護療養型医療施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第二十七条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第二十八条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関し相談及び援助を行う市町村等の事業その他の市町村等が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第二十九条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催すること。

四 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的に行うこと。

2 指定介護療養型医療施設は、条例第十七条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第三十条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とこれ以外の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入院患者の退院の日から五年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 条例第九条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 第九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

四 第十九条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第二十七条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

六 第二十九条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

第三章 ユニット型指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(設備)

第三十二条 条例第二十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十九条第一項に規定するユニット(以下単に「ユニット」という。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十九条第一項に規定する共同生活室(以下単

に「共同生活室」という。)に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下とすること。

- (3) 一の病室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (5) ユニットに属さない病室を改修しユニットとする場合の病室を隔てる壁については、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(二) 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を設けること。

(三) 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(四) 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院であるものに限る。)にあつては、内法⁹⁵による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (二) ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (三) ユニット型指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)にあつては、六十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

三 浴室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院又は診療所であるものに限る。)にあつては、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (二) ユニット型指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)にあつては、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

2 前項第一号(二)の共同生活室は、ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院であるものに限る。)にあつては医療法施行条例(平成二十四年秋田県条例第七十五号)第六条第二項の食堂と、ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)にあつては同条例第八条第二項の食堂とみなす。

3 条例第二十条第一項及び第二項並びに前二項に定めるもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。
- 二 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(指定介護療養施設サービスの提供の方針)

第三十三条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第三十四条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、褥瘡⁹⁶が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、条例第二十二條第一項及び第二項並びに前各項に定めるもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、当該入院患者の負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第三十五条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第三十六条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるように、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定めるところにより従業者を配置しなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する者として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によつて指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第三十八条 第二条、第四条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、第十九条から第二十一条まで及び第二十三条から第三十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第四条第一項、第二十九条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十五条において準用する条例」と、第二十一条中「第五条から第十条まで及び第十三条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで及び次条から第三十一条まで」とあるのは「第二十一条から第二十四条まで並びに第二十五条において準用する条例第五条から第八条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第三十三条から第三十七条まで並びに第三十八条において準用する第四条から第十一条まで、第十三条から第十五条まで、前条、次条及び第二十三条から第三十一条まで」と、第二十一条中「第十三条」とあるのは「第三十八条において準用する第十三条」と、同条第三号及び第三十一条第五号中「第二十七条第二項」とあるのは「第三十八条において準用する第二十七条第二項」と、第二十一条第四号及び第三十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第三十八条において準用する第二十九条第二項」と、第二十五条中「第十三条各号」とあるのは「第二十三条各号」と、第三十一条第二号中「第九条第四項」とあるのは「第二十一条第六項」と、同条第三号中「第九条第二項」とあるのは「第三十八条において準用する第九条第二項」と、同条第四号中「第十九条」とあるのは「第三十八条において準用する第十九条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）の療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員の員数は、当分の間、第二条第二項第二号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、療養病床に係る病

室における入院患者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上とする。ただし、そのうちの一人については、看護職員とする。

- 4 指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)に置くべき看護職員の員数についての第二条第三項第二号(二)の規定の適用については、当分の間、同号(二)中「一人以上」とあるのは、「二人以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を四で除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数があるときは当該端数を切り上げるものとする。)から老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数を五で除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数があるときは当該端数を切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。
- 5 指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)に置くべき介護職員の員数についての第二条第三項第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「六人」とあるのは、「八人」とする。
- 6 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師(老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。)を置いている指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)についての第二条第三項第四号及び同条第九項の規定の適用については、当分の間、第二条第三項第四号中「作業療法士」とあるのは一週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第九項中「第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士」とあるのは「第三項第五号の精神保健福祉士」とする。
- 7 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十二年厚生労働省令第八号)附則第三条に規定する既存病院建物内の同条に規定する旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。)であつて、同令第七条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下についての第三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 8 この規則の施行の日前に指定介護療養型医療施設又はユニット型指定介護療養型医療施設を退院した者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する記録に係る第三十一条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。